

第71回通常総会議案書

日 時 2024 年 6 月 27 日 (木)
15 : 30 ~ 17 : 00

場 所 大分市中央町 4 丁目 2 番 5 号
ソレイユ 7 階「アイリス」

大分県生活協同組合連合会

第71回通常総会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格審査及び成立宣言
3. 議長選出・挨拶
4. 総会役員選出
 - ・ 議事運営委員
 - ・ 議事録署名人
 - ・ 書記任命
5. 県連会長理事挨拶
6. 来賓挨拶・祝辞祝電披露
7. 議案審議
 - ・ 第1号議案 2023年度活動報告及び決算報告承認の件
 - ・ 第2号議案 2023年度監査報告承認の件
 - ・ 第3号議案 2023年度剰余金処分（案）承認の件
 - ・ 第4号議案 2024年度活動方針案並びに予算案決定の件
 - ・ 第5号議案 役員報酬決定の件
 - ・ 第6号議案 役員選任の件
 - ・ 第7号議案 役員退任慰労金の件
 - ・ 第8号議案 議案決議効力発生の件
8. 閉会の辞

本総会に第1号議案から第8号議案まで提出します。

2024年6月27日

会長理事	青木博範	(生活協同組合コープおおいた)
専務理事	河原伸明	(員外)
理事	後藤哲也	(日田市民生活協同組合)
理事	日隈健一	(グリーンコープ生活協同組合おおいた)
理事	岩井清一	(大分県学校生活協同組合)
理事	瀬尾彰一	(大分県高等学校生活協同組合)
理事	磯崎修治	(大分大学生生活協同組合)
理事	政丸佐智夫	(大分県職員消費生活協同組合)
理事	首藤俊一	(自治労大分県本部信用販売生活協同組合)
理事	和泉吉信	(大分県労働者総合生活協同組合)
理事	塩月裕市	(大分県勤労者医療生活協同組合)
理事	吉田禎	(大分県医療生活協同組合)
理事	兒玉達典	(大分県福祉生活協同組合)

2023年度活動報告及び決算報告承認の件

はじめに

- ① 国連は2015年9月に「持続可能な開発目標17（SDGs）」を採択し、日本生協連も2018年通常総会で「コープSDGs行動宣言」を特別決議し、県生協連も全国の生協と一緒に、7つの目標「持続可能な都市づくり」「つくる責任、つかう責任」「健康・福祉」「貧困をなくそう」「平和」「エネルギー・気候変動」「ジェンダー（平等）」に取り組んでいます。
- ② ロシアによるウクライナ軍事侵略は2年以上継続しており、さらに、中東のガザではパレスチナとイスラエルの戦闘が激化しており、国連による和平の取り組みは進んでいません。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、2023年5月以降5類に位置付けられ、マスク着用も個人の判断となり経済活動が再開されましたが、引き続き物価高騰やエネルギー価格の上昇は、私たちの暮らしをますます厳しくしています。

このような状況の中、県生協連は第70回通常総会で決定された活動方針について取り組んできました。

I 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

1. 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の交流

（1）会員生協の経営状況の把握や情報の共有化

県生協連理事会で毎回、会員生協の組合員数や出資高、事業高や経営状況、活動の経過や計画の報告を行い、会員生協の事業や活動、財政状況の情報を共有化しました。

（2）機関誌の発行と情報の伝達

県生協連の機関誌は、会員生協から編集委員を選出し、県連の活動や会員生協の活動について、「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行しました。会員生協をはじめ、国会議員、県内の市町村長、県議会議員、各政党、県政記者室、県行政、日生協、各県連に幅広く配布しています。

（3）第34回スポーツ交流会の開催

- ① 会員生協間の交流を深めることを目的にスポーツ交流会を毎年開催しており、2017年度よりそれまでのミニバレーボール大会から、誰でも参加できる競技としてボウリング大会に変更し、参加者や会員生協から好評をいただいています。

2023年度もボウリング大会を継続し、新型コロナの感染予防措置を講じながら、参加規模を縮小（1レーン3人制）し、2023年11月18日(土)に大分市明野OBSボウルで開催、11

会員生協から63名が参加しました。

- ② 全員に飲物と参加賞を配布し、河原専務理事の開会あいさつ、始球式の後、競技を開始し、一人2ゲーム合計点の個人戦で行い、コープおおいたの朝倉志津子さんが初優勝を飾り、2位はコープおおいたの藤井涼さん、3位はコープおおいたの古田和也さん、4位はコープおおいたの朝倉国男さん、5位は県医療生協の吉光友一郎さん、6位は日田市民生協の坂井正子さん、7位はコープおおいたの古田美智子さん、8位は日田市民生協の大内八千代さん、9位はコープおおいたの藤井一彰さん、10位は県高校生協の植田茂樹さん、15位以下は5飛び賞とブービー賞、特別賞（34位）で22人が入賞しました。

- ③ 表彰式は、コロナが5類に変更になったこともあり、参加者全員が残り、司会の萩原組織委員（県連監事）より入賞者が発表され、会場は大いに盛り上がりました。

参加者からは「コロナ禍の中、楽しく交流させてもらいました、来年も是非開催してほしい」との声をいただきました。

2. 会員生協に役立つ研修会等の開催

（1）第28回大分県生協大会（会員生協役職員研修会）の開催

- ① 生協運動の発展と会員相互の交流を深め、役職員の研修会を兼ねて第28回大分県生協大会を2023年11月15日(水)に大分市中央町「ソレイユ」で開催し、11会員生協より50名（理事・監事含む）が参加しました。
- ② はじめに、青木博範会長理事より「会員生協の皆様には日頃から県生協連活動への協力に感謝申し上げたい。コロナは5類に変更されたもの、諸物価やエネルギー価格の高騰により、生協の運営も厳しい状況が続いています。生協大会は様々な問題を取り上げてきましたが、今回は、日本生協連合会の新井ちとせ副会長をお招きして、情勢を取り巻く国際的な取り組みや情勢と生協における女性の役割と課題についてを講演していただきます。」と挨拶があり、来賓として大分県消費生活・男女共同参画プラザの木内所長より県生協連に対する取り組みへの御礼と引き続く協力へのお願いの挨拶の後、講演に入りました。

講演「ダイバーシティと協同組合～生協と国際組織のリーダーとして～」

講師 新井 ちとせ氏（日本生協連合会副会長）

講演要旨

1. 自己紹介

20代で生協さいたまコープのエリア委員になり、2013年に生協コープみらいに合併後は理事、理事長を務めるとともに日本生協連合会の常任理事。副会長を歴任、2016年より、国際協同組合同盟アジア太平洋地域（ICA-AP）理事、女性委員長などを歴任

みんなで明るく元気に、楽しく活動していくために、一人一人が意見を言える、みんなで相談して良い知恵を出し合う、力まずに、前向きに、良き相談相手にをモットーに

2. 日本の生協における男女共同参画の取り組み

- 1) 2022年時点の到達点
 - ①正規職員の女性比率（27.4%）⇒福祉77.7、店舗34.7、宅配15.3、新卒男女比は同率
 - ②管理職員の女性比率（12.2%）⇒目標は15%、2005年の4.8%から着実に増加
 - ③ワークライフバランス⇒2018年度217時間から2022年度184時間と改善
- 2) 日本生協連合会の経営層に占める女性の増加
副会長（非常勤）1名、常務理事（常勤）2名
- 3) 生協コープみらいの取り組み
3. 国際協同組合同盟（ICA）の取り組み
 - 1) 国際協同組合同盟（ICA）とは
1895年に設立、307の協同組合が加盟、本部はブリュッセル、世界の10億人の組合員
8つの部門（農業、漁業、消費者、労働者、消費者、医療・保健、銀行、住宅）
5つのテーマ（ジェンダー平等、調査、協同組合法、若者、協同組合開発）
4つの地域事務所（アジア太平洋、アフリカ、アメリカ、ヨーロッパ）
 - 2) 協同組合における女性組織、ICA女性委員会（現ジェンダー平等委員会）
1974年にICAの補助委員会としてICA女性委員会
平等、平和、途上国支援、政策声明、戦略策定、研修、経験交流、調査・研究の活動
2000年にジェンダー平等委員会に改称
 - 3) ICAアジア太平洋地域（ICA-AP）
 - ①会員総数 29ヵ国113会員（2023年10月現在）、ニューデリーに地域事務所
 - ②部門別・テーマ別10委員会
農業委員会、生協委員会、信用事業・銀行委員会、林業委員会、人材開発委員会
調査委員会、交易・ビジネス委員会、女性委員会、青年委員会、
教育機関協同組合委員会
 - 4) ICA-AP女性委員会の設立背景
 - ①国連女性の10年（1976～85年）が契機
 - ②1990年 協同組合におけるジェンダー平等・女性の参加を重点課題に認識
1992～96年 地域協議、ワークショップを実施
 - ③1998年 韓国・ソウルでICA-AP女性委員会が設立
 - 5) ICA-AP女性委員会の概要
 - ①活動の目的 協同組合のあらゆるレベル、特にリーダーレベルでの
ジェンダー主流化と女性の参加拡大を推進する
 - ②アジア太平洋地域の14ヵ国21会員組織から31名のメンバーが参加
 - ③2023年から以下の4つの分野に基づき戦略を策定、活動を開始
経済的エンパワーメント、社会的エンパワーメント、知識・教育・研修、連帯
 - 6) ICA-AP女性委員会の活動
～約20分の動画を視聴～

(2) 会員生協監事研修会の開催

- ① 県生協連主催の2023年度監事研修会を2023年10月18日(水)10時より大分市中央町「ソレイユ」において開催し、県生協連と9会員生協の監事・役職員27名が参加しました。
- ② 研修会は、河原専務理事の総合司会で始まり、主催者を代表して青木博範会長理事より「新型コロナウイルスは落ち着いたものの、ロシアのウクライナ侵攻と円高等により、エネルギー価格や物価高騰が続く、会員生協の半数以上は赤字となっている。このような状況の中、監事の皆さんは組合員のため監事としての責務を果たすべく研鑽に努めてもらいたい」と挨拶、日本生協連合会渉外広報本部の前角法務部長より挨拶の後、「監事監査の基本と監事監査規則」と題して、法務部の井藤康治氏より講演がありました。

【講演要旨】

I 生協法と監事監査

1. 生協法と生協のガバナンス

II 監事の職務と権限・義務

1. 監事の職務（生協法30条の3第2項）

監事は、理事が健全な生協運営のために、忠実に職務を執行しているか、理事がその経過と結果を適正に報告しているかを、監視し、検証し、その結果を報告すること。

2. 監査報告の内容（生協法施行規則131条・132条）

3. 年間監査活動の見取り図

業務監査と会計監査に分け、期初・期中・期末で実施

4. 監事の権限と義務（生協法30条の3第3項）

会社法の規定が準用されている

5. 監事の活動の4つの視点

- ① 監査に取り組む監事の体制をどう作り、運営するか。
- ② 監査に責任を持って取り組める環境をどのように整備するか。
- ③ どのように監査活動を行い、その結果をフィードバックするか。
- ④ 監査活動の経過と結果をどのように報告するか。

III 監事監査規則と監査の実践

1. 監事監査規則

2. 監事監査規則例の各規定と監査の実践

- ① 第4条（監事の心構え）
- ② 第7条（監事会の設置）
- ③ 第8条（監査方針及び監査計画等）
- ④ 監事会の審議事項、決定事項、協議事項、報告事項
- ⑤ 第27条（理事の職務の執行の監査）
業務監査の2本の柱 ⇒ 理事会の監査と内部統制システムの監査
- ⑥ 第28条（会計監査）
公認会計士等の監査を受けている生協、いない生協の監査

Ⅳ 監査報告の作成と提出

1. 監査報告の意義

2. 監査報告の作成・提出のプロセス

- ① 監事監査規則例第35条（監査報告の作成・通知）
- ② 各監事による監査
- ③ 監事会における意見交換
- ④ 監査報告書の作成

意見一致の場合は1通、意見が別の場合は複数を作成

Ⅱ 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 全国各地で食品の安全性や安心への関心が高まる一方、偽装表示なども後を絶たず、多くの組合員に食への不安が拡大しています。

食品の安全・安心の活動は主に会員生協で取り組まれており、「食品の安全・安心・品質管理」を原点に、生産者交流、産地視察、体験農場、地産地消運動、生命を育む食べもの運動が行われています。

- ② 県生協連は、会員生協と連携し食品の安全・安心の定着と普及に努めるとともに、大分県や市、九州農政局等の各種審議会や協議会に参加し、食の安全・安心を目指す立場から意見を反映する活動を行ってきました。

2. 消費者問題の取り組み

（1）大分県消費生活審議会への参画

県生協連は、大分県消費生活審議会に青木会長理事が委員として参画し、消費者代表として消費者行政への意見反映を図るとともに、消費者教育部会では消費者教育推進法での積極的な取り組みを提案してきました。

（2）大分県消費者問題ネットワークとの連携

県生協連は、適格消費者団体としての役割を果たしている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の最大の加盟組織として、その活動である消費者被害の未然防止や拡大防止、救済活動について、弁護士や消費生活相談員と協力してその任務を遂行してきました。

（3）大分県消費者団体連絡協議会の活動

- ① 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会（以下消団連）の事務局長を担当して中心的な役割を果たしてきました。消団連の構成団体は以下の通りです。

大分県生活学校運動推進協議会	大分県漁業協同組合女性部
大分県地域婦人団体連合会	大分県消費者問題ネットワーク
大分県母子寡婦福祉連合会	大分県生活協同組合連合会
J A大分県女性組織協議会	大分県消費生活・男女共同参画プラザ

- ② 消団連は、毎年、5月に「消費者月間の街頭キャンペーン」、1月に消費者問題を考える「地域消費者フォーラム」や、2月に事業者と消費者の意見交換会を実施していますが、2023年度は、5月12日(金)に「消費者月間の街頭キャンペーン」、2024年1月30日(火)に「地域消費者フォーラムin大分」、2024年2月16日(金)に「新聞事業者との意見交換会」を実施しました。

3. 環境・福祉活動の推進

(1) 環境問題の取り組み

- ① 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対しては、行政・事業者そして一人ひとりが環境負荷を減らす等、環境に配慮した行動が求められています。
- ② 会員生協において、環境活動として、牛乳パック、カタログ、タマゴパック、プラスチックトレイ、ペットボトルキャップ、集品袋、廃油等の回収、CO₂を削減するための取り組みとして「家庭の省エネ節電セミナー」や「エコドライブセミナー」、「グリーンカーテンコンテスト」を開催しました。また、商品の良さや特徴を学ぶ「環境配慮商品（洗剤）学習会」の開催や、「我が家の電力量調査」を実施し「削減の見える化」の取り組み、環境を知り学ぶ「水生生物観察会」を実施するとともに、地域貢献活動として事業所の近隣や海岸の清掃、レジ袋削減運動等に取り組んでいます。
- ③ 県生協連は、「地球温暖化対策おおいた市民会議」に河原専務理事が参画し、家庭や事業所での節電等の活動に取り組みました。

(2) 福祉活動の取り組み

- ① 大分県の高齢化率は30%を超えて全国的に見ても高く、医療・福祉は大きな課題です。介護保険制度ができて老後の不安は解消されずむしろ広がっています。
- 福祉サービスの利用は増加傾向にありますが、介護の現場からは、県民の制度への理解不足や負担増による低所得者層の利用控え、制度を支えるケアマネージャー、ホームヘルパーの処遇面など様々な課題が指摘されており、介護職員の不足は深刻となっています。
- ② 会員生協では、ホームヘルパー養成講座や暮らしの助け合い活動、ワーカーズ活動、子育て支援活動、自立と介護のための用品カタログの普及、認知症サポート養成講座の開催などの取り組みを行っています。
- ③ 医療・福祉生協では、訪問介護やデイケア、在宅総合センター等多くの介護サービスに取り組んでいます。また、医療現場や介護現場では、院内感染を発生させないための取り組みをしています。

4. 平和活動の取り組み

県生協連は、毎年、「戦争の悲惨さを後世に伝え、戦争遺跡から学ぼう」をテーマに独自の平和活動（親子で考える平和のつどい、県内戦跡巡り）に取り組むとともに、平和の尊さや戦争や核兵器のない社会の実現を目指して、日生協が主催する「ピースアクションinナガサキ」に参加してきました。

2023年度は、コロナが5類に変更されたことを踏まえ、小学生以上の参加を認め、7月29日(土)に県連独自の「県内外の戦跡巡り」を実施し2コースで29名が参加するとともに、8月7日(月)・8日(火)に「ピースアクションinナガサキ」を実施し22名が参加しました。

Ⅲ 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

1. 県行政との連携強化の取り組み

大分県行政との連携は、生協の窓口である生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもと連携を強めました。

(1) 県行政への要望書提出と意見交換

- ① 2023年10月19日(木)に県生活環境部長室で高橋部長他4名に対し、県生協連より青木会長理事を含む6名が参加して「令和6年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、2024年1月15日に回答書を受けました。

本年度は、①新型コロナウイルス感染症及び被害に対する支援、②消費者行政の充実・強化、③食の安全・安心、食品ロス削減の推進、④生活協同組合の育成・強化、⑤大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び対策、⑥諸物価・エネルギー価格高騰対策、生活困窮世帯・子育て支援、⑦診療報酬・介護報酬等の改定、健康保険証の廃止についての7項目を要望しました。

- ② これらの回答の詳細な内容や行政と生協との相互理解を深める意見交換の場として、2024年1月25日(木)に県の担当課長、課長補佐、担当職員が出席し、県生協連役員と県行政の懇談会を開催しました。

(2) 県委託の詐欺・悪質商法被害防止啓発事業

本年度も引き続き、県より詐欺・悪質商法被害防止の啓発事業を受託し、啓発チラシ10万枚を作成し、2023年11月～12月に、各会員生協の協力の下、店舗、共同購入や個配、訪問診療や介護等サービスを通して、多くの方々へチラシの配布を行いました。

2. 県議会議員との懇談会の開催

大分県議会議員との連携強化のため、毎年開催している「県議会各会派議員との懇談会」は、2023年9月25日(月)に大分市都町「アートホテル大分」で開催し、県議会より14名の議員、生協側は県生協連役員と会員生協役員18名が参加しました。

3. 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の理事に河原専務理事を選出し、福祉活動に参画しながら県内の労働団体等と幅広く連携を強めてきました。

大分県労働者福祉協議会の構成団体は以下の通りです。

1号会員	連 合 大 分	
2号会員	九州労働金庫大分県本部	全労済大分県本部
	大分県生活協同組合連合会	大分県労働者総合生協
	大分県勤労者医療生協	大分県労働福祉会館
	やすらぎ霊園	大分コープ商事
	大分県消費者問題ネットワーク	
3号会員	連合大分加盟の21労働団体	
4号会員	一般社団法人 夢未来舎	さわやか佐伯
5号会員	大分県分退連	
	県内の8地区労福協	

4. 協同組合間の連携

(1) 経過

2016年11月にユネスコは無形文化遺産に登録し、協同組合の存在意義が世界中で認識されました。このような中、国内各地での協同組合連携の取り組みに呼応し、2017年8月1日、県下10団体が結集し大分県協同組合間連携推進大会を開催し、大分県協同組合協議会の活動の再開を決定しました。

県生協連は、協議会を運営する委員会の副会長に青木会長理事、事務局会議に専務理事を選出しました。大分県協同組合協議会の構成団体は以下の通りです。

J A全農おおい	大分県生活協同組合連合会
J A大分中央会	大分県漁業協同組合
J A大分信連	大分県酪農業協同組合
J A共済連大分	大分県椎茸農業協同組合
J A大分厚生連	大分県森林組合連合会

(2) 2023年度の取り組み

2023年度は、2023年7月21日に事務局会議を開催し、8月28日に委員会で活動計画を決定、新型コロナウイルス感染症の予防を考慮し集合研修会は中止しましたが、10月30日に地域貢献活動として別府国際観光港で清掃活動を実施し、10団体22名が参加しました。

昨年に続き、県民に対する協同組合への理解促進や役職員への協同意識啓発に活用するため3月に「地域貢献活動に係るポスター」を作成し、各協同組合に配布するとともに、ポスターの内容をJR大分駅構内のストリートビジョンに2024年3月末まで掲載しました。

Ⅳ 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

1. 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災・福島第一原発事故から13年が経過しましたが、日本生協連は、買って支える～被災地の産品を利用し産業復興を支援、ボランティア活動を支える～つながりをつくるために、被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続ける、社会的制度の充実を目指して暮らしの声を届ける～生活再建支援のための制度運用の強化、を活動として会員生協を中心に取り組んできました。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、福島県産品の購買運動や子どもたちの招待活動、福島応援視察など様々な取り組みを行ってきました。

県生協連は、福島県新地町の復興のため植樹を寄付し、2019年4月6日に役員が現地に出席、大分県花の「豊後梅」と大分市花「山茶花」を植樹してきました。

2. 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 2023年度は、2023年7月の九州北部での豪雨災害をはじめ、各地で線状降水帯による土石流や河川氾濫が発生し、大分県では日田市天瀬町等で多大な被害を受けました。
- ② 2024年1月1日、最大震度7の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県能登半島を中心に、福井、富山、新潟の広い範囲に被害が及び、とりわけ能登半島の被害は甚大であり、死者241人、安否不明者9人、避難者は1万2,916人、住宅被害は約7万棟に上り、日本生協連および全国の生協は災害支援活動を展開しており、生協コープおおいたはキッチンカーによる炊き出し支援を継続しています。

V 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 事業の概要

宅配事業は予算比99.7%、店舗事業は予算比99.4%、年間の供給高は203億円で終了しました。

- ① 宅配事業では2023年度に入り、コロナ禍で課せられていた営業制限を解除したものの、人員不足などが原因で仲間づくりに苦戦を強いられる1年となりました。「はじめてばこ」の取り組みは、出生数の減少に伴い、申込件数は下降していますが、加入へつながる重要なツールとして大きく貢献しています。法人配達の新規施設の開拓は、当初の計画どおりに進んでないものの、少しずつ増加しています。昨年10月より新しいアプリ「コーププラス」がリリースされました。チラシなどでダウンロードを推奨し、組合員メリット少しずつ上昇しています。

- ② 店舗事業では、2022年度の後半から来客数が回復し、中でも、コープ大分駅店、コープ別府店、コープ南大分店を筆頭に供給高が安定しています。コープ南春日に向けての開店準備も着々と進み、2月10日に無事グランドオープンすることができました。一方、下郡地区の都市計画道路工事のため、コープ下郡は、組合員の皆さま、従業員に惜しまれつつ、2024年3月20日に閉店しました。
- ③ 共済事業では、新型コロナウイルスに関する保障が終了した後、新規契約数は減少し続け、全国的に実績が伸びない1年となりました。そのような中でも「はじめてばこ」からの加入推進は安定して推移しています。学生総合共済と新社会人コースは大学との連携でわずかに前進しており、今後に期待できる状況です。
- ④ 福祉事業では、既存の施設やサービスでは利用者の不安定な状況が続き、収益の改善には至りませんでした。コロナ禍出の制限が緩和されて以降は、介護相談会などのPR活動が積極的に行えるようになりました。昨年4月に開所した小規模多機能ホーム「にじいろ下郡」は少しずつ利用が増えていますが、収入予算に達していない状況です。スマイルさぼーととの連携は、介護保険事業所のある臼杵と大分をはじめ深まりつつあります。

2. 商品活動

- ① エシカル消費のPR活動は継続できていますが、対象商品の利用に結び付くような顕著な事例はまだ生まれていません。
- ② ゲノム編集については、外部からの講師を招いて、組合員向けに学習会を開催しました。
- ③ 組合員活動の制限解除に伴い、産直交流会や産直マルシェも実開催できました。エリアでも産地工場見学が再開し、見学先に申込みが殺到しているようです。

3. 組合員活動

- ① コロナ禍での制限はすべて解除し、企画や委員会活動も元の姿を取り戻してきています。エリア企画も数多く開催され、本部企画も実開催を増やし充実化させてきました。
- ② オンライン企画も継続させ、どこからでも気軽に参加できる機会を提供しています。

4. 地域・社会貢献

- ① 包括連携協定は、佐伯市、姫島村と締結し、大分県内全市町村と締結することができました。より地域にお役立ちできるよう、各自治体とのパートナーシップを強めてまいります。居場所づくりでは、12月に大分市森町に新たに「ぬく森」がオープンしました。毎週水曜～金曜に開催しており、幅広い年齢層の方々に遊びに来ていただいています。
- ② 新しい取り組みとして、キッチンカー「むすびや」の稼働が開始しました。県内で開催されるイベントなどへ出店し、県産品を使ったおにぎりを販売しています。

5. 福島復興支援・災害支援活動

- ① 職員の福島県の被災地への訪問を再開しました。多くの遺構をめぐり、復興支援について改めて思いを馳せる機会となっています。
- ② 災害支援先発隊「CODRA」では、豪雨災害で被害を受けた日田市への支援や、今年1月に発生した令和6年能登半島地震へ炊き出し支援を行いました。

日田市民生活協同組合

1. 2023年度は、日田市民生協の創業理念である「相互扶助・助け合いの精神と自立」により組合員と共に幸せな日々を送ることを事業活動の中心に据え、「組合員の暮らしの向上」と「事業継続」に向け組合員、職員一体となって実践項目をかかげ事業活動に取り組んできました。
2. 私たちの暮らしを取り巻く経済環境はここ数年来、エネルギー価格の高騰や気候変動による自給率の不安定化、困難な人材雇用に端を発する商品やサービスに係る物価の高騰は続くものの、2年に及ぶ実質賃金の減により、組合員の暮らし、家計は一段と厳しい状況となりました。
3. そんな状況下において私たちは、1. 地域にあって組合員に必要とされるお店づくり。2. 店舗事業の黒字化。3. 特販・買い物支援事業を通して、組合員・地域への貢献。4. 共済事業を通じ組合員の困った時のお役立ち。以上4つを事業達成項目として定め日々取り組んできました。
4. 年間を通じ供給事業における供給高、粗利益に一定の改善は見られ、ほぼ予算に近い実績となりました。人件費や物件費の経費も何とか予算内での実績となり最終損益は若干の予算超過の黒字での決算となりました。

組合員活動は、コロナ禍にあって制限されていた活動がほぼ再開され、特に組合員スポーツ活動はすべて開催することができました。また、この間継続的に取り組んできている平和・商品・環境・健康・エネルギーに対する活動においても、多くの組合員参加のもと取り組むことができました。

グリーンコープ生活協同組合おおいた

一、世界情勢は混沌としたまま、強制と平和の秩序は崩壊の危機を迎えています。ウクライナでの戦火が終わらない中、イスラム組織「ハマス」とイスラエルによる武力衝突で、多くの民間人や子どもが犠牲になっています。グリーンコープでは、民衆交易品である「パレスチナのエキストラバージンオイル」の生産者への救援カンパを組合員に呼び掛け、物資の緊急支援や破壊された農地・農業施設の復興支援を目的に、私たちができる支援をカタチにしました。

また、地球温暖化の影響で地球が悲鳴を上げている状況の中で、「みどりの地球をみどりのままで子供たちに渡す」ために、生命(いのち)を守るグリーンコープ運動として『平和』『食べもの』『地域福祉』『環境・農業』の取り組みを、自分たちの運動としてさらに前進させた一年でした。

二、秋の地区のつどいのテーマはG C「産直ビン牛乳」で取り組みました。機関紙「元気通信」で、新びん牛乳工場の建設、下郷農協と連携した1,000頭規模の牧場、TMRセンターの建設などをお知らせし、また、20周年を迎えた産直びん牛乳への愛を、それぞれの組合員が語りました。

2019年度より始まった「商品の確かさを確認する活動」は、2023年度は6委員会が4メー

カーに、理事会が県外の1メーカーに実施しました。この活動では、製造現場や保管庫、原料も確認し、最後に特別注視確認書を読み上げお互いに取り交わした約束を確認しました。実際にお会いし言葉を交わす中で、メーカーの担当者や製造されている方々との信頼関係を結び、また、組合員に自信をもってお勧めできる商品であることを再認識しました。実施後には、ワーカーズや職員と連携した利用拡大で、大きな成果につながりました。

グリーンコープおおいたとして、商品開発プロジェクトに取り組んでいます。開発商品の一つ目はGC「ほっとクレンジングジェル」です。内容にも包材にもこだわり、新登場した際は大好評でした。続けて、組合員に末永く愛される商品開発を目指して検討を重ねています。

三、グリーンコープのカーボンニュートラルを地域に向けてどのように啓発するか、各委員会からアイデアを出し合い検討しました。その中で希望の多かった意見から実現に向けて取り組んでいます。

一人ひとりが暮らしの中でカーボンニュートラルを引き寄せて考えていただくきっかけとなるように、またグリーンコープで生活する仲間を増やすという目的で、6つの配送センターでカーボンニュートラルまつりを開催しました。各センターのまつりを通して、地域の方にグリーンコープの運動を楽しくしっかりアピールできました。

他にも、グリーンコープの市民発電所1号である神在太陽光発電所と太陽光パネルのリサイクルを行っている㈱リサイクルテックの視察、大気・水・土壌・生態系が織りなす自然の循環を体験の中で理解するナイトハイク、ファイバーリサイクルをもっと自分に引き寄せて感じられる学習会などを企画し、大勢の組合員が参加しました。

四、2021年度にスタートした「夢ヲかたちに理事会」は、これまでに26回の検討を重ねてきました。募集した夢の中で1番多かった「子どもを中心としたみんなの居場所」は、愛称を「みどりちゃんのおうち」とし、湯布院・別府・大分市旦の原の3ヵ所で立ち上げました。さらに、別府にはもう一ヵ所開所する予定です。これからもGCおおいたで「みどりちゃんのおうち」をいろんな場所に広がっていきます。

次に多かった買い物支援カーは、組合員がデザインや愛称を考え「走るスーパー元気くん」に決まりました。お弁当やお惣菜も準備し、買い物困難地域を中心に走っています。日田で起きた豪雨災害被災地域にも伺います。これからも地域福祉の充実に向けて検討を進めていきます。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2023年度は第20次中期3ヶ年計画（2022～2024年度）の2年目として、2022年度の進捗状況を検証した上で重点課題に取り組みました。また、職域生協を取り巻く環境は年々厳しさを増す社会情勢の中、供給事業の維持と更なる経費削減に努め、事業剰余金での黒字を目指しました。

1. 組織活動（新採用加入者）

新型コロナウイルス感染症が「5類」へ移行となったことから、各支部で開催される説明会と学校訪問を中心に2022、2023年度採用者の加入促進を全職員で取り組みました。しかし、学校現場の多忙化等により、これまで同様の学校訪問が思うように出来ず、2023年度新採用の加入者は218人（加入率60.8%）止まりでした。

2. 供給活動

今年度も共同購入を年19回（3回の強化月間を含む）行いました。強化月間でのトライキャンペーンと年間を通じての高利用率キャンペーン（年14回以上の利用）は好評をいただきました。

学校現場の忙しさは解消されず、組合員がゆとりをもって学校生協活動に取り組む余裕が持てないことや、物価高騰による購買意欲の低下が続いており、年間を通して供給活動は予算未達となりました。

3. 組合員活動

年4回の商品委員と支部開催の生協担当者会議を開催しました。また、4年ぶりに「産地交流会」を開催し、現地を訪問し生産者と会い、実際の生産・製造の場を見ることで、「商品を知る」「産地を知る」ことの重要性を再確認しました。

大分県生協連合会主催の第30回「親子で考える平和のつどい（戦争遺跡巡り）」、日本生協連合会主催の「ピースアクションinナガサキ」にも組合員と学校生協職員が参加しました。

4. 災害支援

緊急災害時の支援のため、秋の生協強化月間でカンパ活動を取り組みました。

5. ライフプランセミナー

学校生協・高校生協・教職員共済生協の共催による「退職を見通したライフプランセミナー」を開催（県教育会館）し、75人の参加がありました。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組織活動

新規加入者は56名で前年比16名増となりました。退職者等の脱退者が76名となり、組合員数は年々減少しています。10月・11月の出資金増資運動では、組合員の協力により多くの増資があり成果を上げましたが、新規加入者より脱退者が多く、脱退者の出資金が高額のため、出資金総額、一人当たり出資金は減少しました。

2. 供給活動

新型コロナウイルスの影響はほぼありませんが、強化月間（年3回）と年末企画（12月）の共同購入は、利用者数、利用高、一人当たりの利用金額は減少しています。県産品・独自企画は予算・前年度を若干下回りました。その他・店売りは増加しました。供給事業は、指定店・提携店の利用は持ち直している状況です。

3. 経営活動

保険手数料は減少、指定店・提携店の利用が持ち直し受取手数料が増え、その他の事業収

入は増加しました。予算・前年度とほとんど変わらず人件費と物件費の増加により事業経費は増加しました。このような状況により、事業外収益の増加はありましたが、経常利益の減少につながり、当期剰余金はマイナスとなりました。

大分大学生協同組合

1. 供給高、利用状況、損益

2023年度の供給高は6億5,011万円と対前年で+6.3%超過しましたが、対予算で▲4.2%にとどまり、部門別では、対予算で購買部門▲5.7%、旅行サービス部門▲3.5%、書籍部門▲11.1%、食堂部門▲1.2%でした。新学期事業でのパソコンや英語講座等の利用が計画未達にとどまりました。2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類指定により、授業の原則対面と部活・サークル活動の制限解除によって昼食利用はある程度戻ってきた一方で、学生の部活サークル活動が長らく制限された影響で学生のライフスタイルがすっかり変わってしまい、夕方以降の食事利用は減少傾向のままです。

時給改正による人件費の増加の一方で職員体制や超過労働の見直しにより予算内での執行ができましたが、光熱費の高騰や委託費の増加、システム変更に伴うポイント引当金計上などにより、物件費は予算比+1.4%超過でした。雇用調整助成金コロナ特例が廃止されたため事業外収入が減少しましたが、23年度は学内自販機運営業者入札の選から漏れたことで自販機供給剰余の寄附がなくなり、雑費は大きく減少しました。

経常剰余は▲705万円でしたが、店舗・施設整備積立金3,500万円を取り崩して当期未処分剰余金は3,117万円でした。

2. 大学との関係

大分大学が大学・高専機能強化支援事業に採択されたことにより、旧食堂及び旧カフェをイノベーションコモンズコアに改装するに際して、建物全体の改修工事への分担金として、生協からも1,000万円の寄附を行いました。2020年度より学研災・学研賠の窓口業務を受託し、福祉健康科学部理学療法コースの臨床実習のための宿泊代の積立金管理も行っています。

3. 地域との関係

すまい事業では、物件の斡旋と合わせて、旦野原ハイツの生協管理物件の清掃強化を地域住民の協力をいただきながら継続して取り組んでいます。

4. 学生総合共済

病気やケガ等で入通院された方に、240件、2,105万円の共済金をお渡しすることができました。

卒業生の出資金返還会場では、卒業後のコープや学生総合共済「新社会人コース」の加入案内の取り組みを生協コープおおいたさん、グリーンコープ生協おおいたさんと実施しました。

大分県職員消費生活協同組合

1. 2023年度の組合員数は、退職者の継続加入の取り組みや新規採用職員等の加入促進を図り、6,054人（22人増）となりました。
2. 第4次中期経営計画（2022～2024年度）の2年次となる2023年度の事業高は84,718千円（前年比97.8%）と落ち込みが続いています。
引き続き、指定店情報の発信などホームページの充実に努めるとともに、Instagramによる情報提供の充実にも努めてきました。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2023年度は、第5次中期事業計画（2023-2025年度）の1年次として、県産品愛用運動の品目の見直しや組合員の要望に応えた供給品目等を提供、供給目標・利益目標を設定するとともに、加盟30組織との意見交換等を年2回実施しながら生協事業推進体制の強化に向け取り組んできました。
2. 組合員数と出資金については、退職不補充に一定の歯止めがかかりつつあることに加え、退職者組合員の加入が引き続き増加したため微増となりました。
事業高は、一般月賦商品・ガソリン事業・手数料収入が大幅減となったものの、県産品愛用運動事業・特別斡旋事業の増や一部保険事業の制度改定による大幅増により、前年比で約5,210千円（2.8%）の増となりました。

大分県労働者総合生活協同組合

2023年度も引き続き、ウクライナ情勢などによる物価高の影響で新築住宅販売が低迷していることもあり、事業基盤のさらなる強化として安定的な収入の拡大を図るため、新規賃貸物件の購入と、所有事業用地の計画的提携販売を積極的に進めました。

1. 管理事業

所有物件管理費の削減、所有している経年化アパートの売却と新規賃貸用アパートの購入など、安定的な事業収入の確保に向けた取り組みを進め、組合員へ良質な住居の提供に努めました。また、中央パーキングでは組合員のご意見をいただき、歩行者との接触防止対策などを進めました。

2. 住宅事業

- ① 自由設計の注文住宅“フォワード”を活用した新築住宅の受注とリフォームの受注を中心に活動を行いました。
- ② 新築住宅の着工件数は厳しい状況が続いていますが、リフォーム事業は協力団体の組合事務所の改装や、過去に造成した大型団地でのリフォーム受注の増加により一定の成果を挙げることができました。
- ③ 分譲住宅は今まで大分市、別府市を中心に開発していましたが、新たに次年度以降の事

業用宅地として、中津市で宅地開発に取り組みました。

3. 旅行事業

新型コロナの収束による旅行事業の大幅な回復を受け、国や自治体の観光業への経済支援策に積極的に取り組み、支援策を活用した宿泊企画や食事企画を組合員に提供しました。

また、新しい企画に取り組み、新規団体旅行の受注件数も増えたことにより、事業は大幅な回復は見せています。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 組合員の推移と出資の状況

2023年度も残高通知を発行し、組合員の整理・把握を行うとともに、みなし自由脱退の処理を行いました。これにより、本年も組合員数および出資金の額は大きく減少し、目標とする増員・増額を図ることはできませんでした。しかし、これまで新型コロナウイルス感染拡大を受けて取り組めていなかったインフルエンザ予防接種をはじめとした病院と診療所の窓口での加入促進の取り組みが、今年度から徐々に回復しつつあります。

2. 病院・診療所・介護事業の利用促進

病院と診療所、そして介護事業の利用促進のため、1日当たりの患者数・利用者数について目標数を定めて取り組みました。病院は、昨年と比較して外来が減少しましたが、入院が回復傾向となりました。訪問看護・介護事業所については厳しい状況が続いていますが、人員増に取り組むことで回復を図っています。

診療所については来年度も維持できるように取り組みを進めました。

健診については、多くの企業や団体に利用いただきました。多種類の健診を準備して、依頼者の要望も踏まえて内容の充実に努めています。

3. 組織活動・教宣活動・広報活動

機関紙「お元気ですか」の発行やホームページによる組合員活動や診療の紹介により、構成組織や関係団体に対して、出資や医療事業等の活用を要請するとともに、各団体が主催する行事等に参加・協力・後援を行ってきました。また、コロナ禍で3年間中断していた交流事業については、勤労者医療生協加盟組織の退職者大分協和病院を中心とする地域の高齢者で構成する大分協和病院健康クラブの皆さんとの連携により、囲碁大会、グランドゴルフ大会、健康ウォーキング大会を開催することができました。

大分県医療生活協同組合

- ① 私たちの活動の多くがコロナ禍以前の状況に戻りつつある中、新たな班の誕生も続き(前年比200%)、班会活動が活性化(前年比186%)、“班”を中心とした健康づくり活動が再び前進しました。

- ② スクエアステップ教室は県内22教室で定期開催し、延2,000名が参加しました。指導員は新たに6名が認定され31名に拡大。11月から津久見支部で教室がスタートするなど、健康づくり活動の柱としてさらに広がりました。
- ③ ウォークイベントは年々規模も拡大され、11支部で開催し過去最多の延330名が参加、また、臼杵支部と竹田支部がグランドゴルフ交流会を開催（31名参加）するなど、各支部での組合員交流や健康増進活動が進みました。
- ④ 少しの塩分ですこやかな生活をめざす「すこしお」の実践へ向けて学習会を開催、すこしお食の試食も行い、無理なくできるすこしお生活の普及を図りました。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応は今年度も続き、健生病院では5月より発熱外来を屋外から院内での運用に変更、これまでよりも利用しやすい環境を整備しました。コロナ感染者増加に伴い、入院患者の受け入れも過去最多となりました。
- ⑥ けんせい歯科クリニックが、県内では3施設目となる「単独型臨床研修施設」の認定を受けました。研修のさらなる充実を目指し、後継者の確保につなげます。
- ⑦ 国民の受療権を脅かすマイナ保険証導入を考える学習会を開催（7月）、YouTube配信も行いました。「現行の保険証を残してください」署名に取り組むなど運動を広げました。

大分県福祉生活協同組合

2023年度は、地域に根ざした事業運営、累積赤字の解消を事業運営の基本目標としました。

1. 事業運営

物価高騰による給食の仕入れ原価の高騰や人件費等経費が増加し、経営を圧迫しています。前年比でさらに事業利益が減少しました。

2. 事業活動

- ① 介護事業（デイサービス）は利用者数が増加し、事業収入は前年比110%の増となりました。しかし、2024年度はグループ事業所の再編が予定されており、利用者の減が見込まれます。小さなデイサービスながら、アットホームな居場所として地域に受け入れられつつあり、事業継続の取り組みを強化します。
- ② 地域支援（ファミリーサポート事業）の運営体制を変更することにより、赤字体質を解消し赤字が減少しました。
- ③ 文化スポーツ活動は、12月にグランドゴルフ大会を開催し、120名の元気な高齢者が参加しました。健康教室は、野津町や三重町で年6回開催しました。
居場所づくりの取り組みは、コロナ感染拡大で今年度も中止しました。
- ④ 広報紙は、組合員の声を反映する紙面づくりに努力を重ね、年3回発行しました。

連合会の組織運営の状況に関する事項

1. 前事業年度における総会の開催状況

(1) 第70回通常総会の議決状況

総会開催日	2023年6月29日(木)	
総会代議員数		49名
出席代議員数	本人	36名
	書面	12名
	代理人(委任)	1名
	合計	49名

(2) 重要な議事及び議決事項及び議決状況

議案		賛成	反対	保留	合計
第1号議案	2022年度活動報告及び決算報告承認の件	49	0	0	49
第2号議案	2022年度監査報告承認の件	49	0	0	49
第3号議案	2022年度剰余金処分(案)承認の件	49	0	0	49
第4号議案	2023年度活動方針並びに予算案決定の件	49	0	0	49
第5号議案	役員報酬決定の件	49	0	0	49
第6号議案	役員選任補充の件	49	0	0	49
第7号議案	役員退任慰労金の件	49	0	0	49
第8号議案	議案決議効力発生の件	49	0	0	49

2. 会員に関する事項

2024年3月31日現在

会員名		期首出資金	期中増減額	期末出資金
1	生活協同組合コープおおいた	200,000	0	200,000
2	日田市民生活協同組合	200,000	0	200,000
3	グリーンコープ生活協同組合おおいた	100,000	0	100,000
4	大分県学校生活協同組合	80,000	0	80,000
5	大分県高等学校生活協同組合	50,000	0	50,000
6	大分大学生生活協同組合	50,000	0	50,000
7	大分県職員消費生活協同組合	100,000	0	100,000
8	自治労大分県本部信用販売生活協同組合	100,000	0	100,000
9	大分県労働者総合生活協同組合	330,000	0	330,000
10	大分県勤労者医療生活協同組合	50,000	0	50,000
11	大分県医療生活協同組合	50,000	0	50,000
12	大分県福祉生活協同組合	50,000	0	50,000
合計		1,360,000	0	1,360,000

3. 役員に関する事項

(1) 役員の兼職の明細（2024年3月31日現在、理事13名、監事2名）

①理事会

役 職 名	氏 名	兼 職 の 明 細
会長理事	青 木 博 範	生活協同組合コープおおいた理事長
		大分県消費生活審議会委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク副理事長
専務理事	河 原 伸 明	大分県消費者団体連絡協議会事務局長
		地球温暖化対策おおいた市民会議委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク理事
理 事	後 藤 哲 也	日田市民生活協同組合理事長
理 事	日 隈 健 一	グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事
理 事	岩 井 清 一	大分県学校生活協同組合専務理事
理 事	瀬 尾 彰 一	大分県高等学校生活協同組合専務理事
理 事	磯 崎 修 治	大分大学生生活協同組合専務理事
理 事	政 丸 佐 智 夫	大分県職員消費生活協同組合理事
理 事	首 藤 俊 一	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク監事
理 事	和 泉 吉 信	大分県労働者総合生活協同組合専務理事
理 事	塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事
理 事	吉 田 禎	大分県医療生活協同組合専務理事
理 事	兒 玉 達 典	大分県福祉生活協同組合常任理事

②監事会

役 職 名	氏 名	兼 職 の 明 細
監 事	江 藤 隆 康	生活協同組合コープおおいた専務理事
監 事	萩 原 潤	グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事

(2) 事業年度中に退任した役員

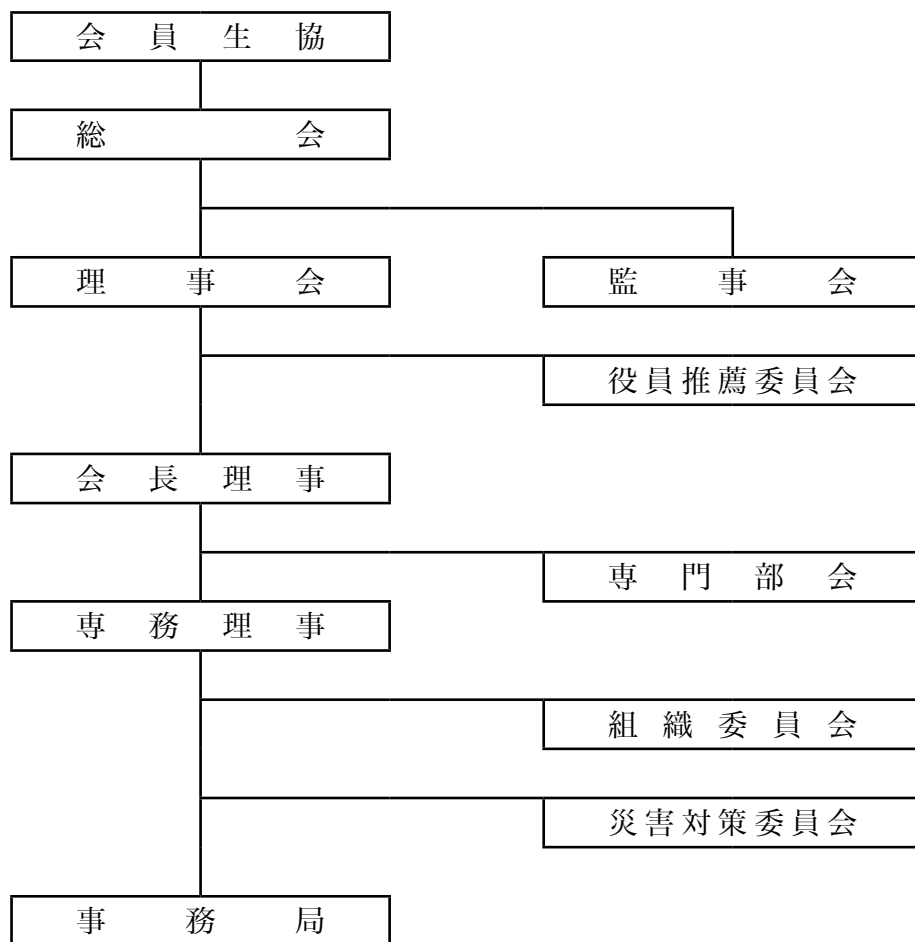
役 職 名	氏 名	辞 任 期 日	理 由
理 事	高 瀬 宏 一	2023年6月29日	組織上の都合
理 事	三 重 野 修 次	2023年6月29日	組織上の都合

(3) 会と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4. 業務の運営に関する事項

(1) 運営組織



(2) 部会及び委員会

① 専門部会

部 会 名	部 会 長 名	構 成 会 員 生 協
地 域 部 会	後 藤 哲 也	生協コープおおいた・日田市民生協
		グリーンコープ生協おおいた
職 域 部 会	首 藤 俊 一	学校生協・高校生協・大分大学生協
		県職員生協・総合生協・自治労信販生協
医療・福祉部会	塩 月 裕 市	勤労者医療生協・県医療生協
		県福祉生協

② 役員推薦委員会

選 出 部 会 名	委 員 名	所 属 生 協・役 職 名
地 域 部 会	後 藤 哲 也	日田市民生協理事長
職 域 部 会	岩 井 清 一	大分県学校生協専務理事
	首 藤 俊 一	自治労大分信販生協専務理事
医療・福祉部会	塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生協専務理事

③組織委員会

委員名	所属生協名
下 村 卓 也	生協コープおおいた
矢 幡 真 由 美	日田市民生協
萩 原 潤	グリーンコープおおいた
矢 野 哲 也	大分県学校生協
瀬 尾 彰 一	大分県高校生協
田 真 健 弥	大分大学生協
政 丸 佐 智 夫	大分県職員消費生協
首 藤 俊 一	自治労大分信販生協
前 川 卓 也	大分県労働者総合生協
梅 本 剛	大分県勤労者医療生協
工 藤 智 子	大分県医療生協
太 田 慎 也	大分県福祉生協

④災害対策委員会

委員名	所属生協名
後 藤 秀 樹	生協コープおおいた
後 藤 哲 也	日田市民生協
萩 原 潤	グリーンコープおおいた
岩 井 清 一	大分県学校生協
瀬 尾 彰 一	大分県高校生協
磯 崎 修 治	大分大学生協
政 丸 佐 智 夫	大分県職員消費生協
首 藤 俊 一	自治労大分信販生協
和 泉 吉 信	大分県労働者総合生協
塩 月 裕 市	大分県勤労者医療生協
吉 田 禎	大分県医療生協
兒 玉 達 典	大分県福祉生協

(3) 関連団体

団体名	構成組織名・役職名
日本生活協同組合連合会	九州地連運営委員会委員（青木・松本） 九州地連県連活動推進会議委員（河原）
大分県消費者団体連絡協議会	J A女性部・漁協女性部・地域婦人連・母子寡婦連・生活学校運動推進協・大分県消費者問題ネットワーク・生協県連で構成。 県連から河原専務を事務局長に選出。
一般社団法人 大分県労働者福祉協議会	労働団体や事業団体で構成し、総合生協・勤労者医療生協・生協県連が加盟。 県連から河原専務理事を理事に選出。
特定非営利活動法人 大分県消費者問題 ネットワーク	生協県連と12の会員生協、弁護士・消費者団体で構成。県連から青木会長理事を副理事長、河原専務理事を理事、首藤理事を監事に選出。
大分県協同組合協議会	県内10団体（J A大分中央会、J A大分信連、J A全農おおいた、J A共済連大分、J A大分厚生連、県漁業協同組合、県酪農業協同組合、県椎茸農業協同組合、県森林組合連合会、県生協連合会）で構成、県連から青木会長理事を副会長、河原専務理事を事務局委員に選出。

5. 施設の状況

施設名	所在地	建物（延べ面積）	摘 要
事務所	大分市青崎1丁目9番35号2階	20.46㎡	コープおおいたより賃借

6. 子会社等の概況及び決算の概況

該当する事項はありません。

2023年度会員生協実勢数

生 協 名			組合員		事業高		出資金		出資金1人当
			実数(人)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	平均額(円)
地域 生協	生協コープ おおいた	2022	183,612	101.2	18,962,711	99.4	7,206,832	104.0	39,250
		2023	186,858	101.8	20,396,399	107.6	7,301,714	101.3	39,076
	日田市民生協	2022	18,647	100.9	1,281,063	107.8	43,773	100.6	2,347
		2023	18,802	100.8	1,162,350	90.7	43,769	100.0	2,328
	グリーンコープ 生協おおいた	2022	29,369	101.7	4,429,163	100.3	2,718,545	102.2	92,565
		2023	29,097	99.1	4,406,690	99.5	2,732,148	100.5	93,898
職 域 生 協	大分県学校 生協	2022	6,989	100.2	242,441	95.9	143,278	98.7	20,501
		2023	6,578	94.1	228,610	94.3	133,641	93.3	20,316
	大分県高校 生協	2022	3,666	99.1	31,481	91.6	35,996	98.7	9,819
		2023	3,661	99.9	32,712	103.9	35,659	99.1	9,740
	大分大学 生協	2022	5,797	96.6	611,498	101.9	105,052	96.6	18,122
		2023	5,699	98.3	650,117	106.3	105,946	100.9	18,590
	大分県職員 消費生協	2022	6,032	100.2	86,722	95.0	37,416	96.8	6,203
		2023	6,054	100.4	84,718	97.7	36,334	97.1	6,002
	自治労大分 信販生協	2022	11,975	100.4	188,859	101.8	98,486	100.5	8,224
		2023	11,991	100.1	194,069	102.8	98,962	100.5	8,253
	大分県労働者 総合生協	2022	129,025	98.6	479,303	175.0	2,520,606	104.7	19,536
		2023	128,113	99.3	809,026	168.8	2,491,567	98.8	19,448
医療 ・ 福祉 生協	大分県勤労者 医療生協	2022	54,099	98.7	727,397	103.5	107,367	99.0	1,985
		2023	53,445	98.8	707,334	97.2	106,664	99.3	1,996
	大分県医療 生協	2022	26,383	98.2	3,276,148	102.6	1,181,919	101.6	44,799
		2023	26,040	98.7	3,284,783	100.3	1,149,566	97.3	44,146
	大分県福祉 生協	2022	3,059	98.6	131,682	99.8	39,920	111.9	13,050
		2023	3,102	101.4	131,871	100.1	39,940	100.1	12,876
合 計		2022	478,653	99.9	30,448,468	101.0	14,239,190	103.4	29,748
		2023	479,440	100.2	32,088,679	105.4	14,275,910	100.3	29,776

会 員 生 協 12			組 合 員		事 業 高		出 資 金		出資金1人当
			実数(人)	前年比	実数(千)	前年比	実数(千)	前年比	平均額(円)
地 域 生 協 3		2022	231,628	101.3	24,672,937	99.9	9,969,150	103.5	43,039
		2023	234,757	101.4	25,965,439	105.2	10,077,631	101.1	42,928
職 域 生 協 6		2022	163,484	98.8	1,640,304	114.0	2,940,834	103.8	17,989
		2023	162,096	99.2	1,999,252	121.9	2,902,109	98.7	17,904
医療・福祉生協 3		2022	83,541	98.5	4,135,227	102.7	1,329,206	101.7	15,911
		2023	82,587	98.9	4,123,988	99.7	1,296,170	97.5	15,695

諸会議・活動日誌

(1) 総会 (2) 理事会

総会 第70回通常総会 2023年6月29日（木） 15時30分～17時 於：大分市中央町4丁目2番5号 ソレイユ7階「アイリス」 出席者 49名（本人出席36名、書面出席12名、 委任出席1名） 第1号議案 2022年度活動報告及び決算報告承認の件 第2号議案 2022年度監査報告承認の件 第3号議案 2022年度剰余金処分案承認の件 第4号議案 2023年度活動方針案並びに予算案決定の件 第5号議案 役員報酬決定の件 第6号議案 役員選任補充の件 第7号議案 役員退任慰労金の件 第8号議案 議案決議効力発生の件 等、審議・協議 理事会（主な活動） 第1回理事会 2023年7月14日（金） 於：大分市中央町 ソレイユ ・第31回県議会議員との懇談会について ・2023年度県行政への要望書の作成と提出について ・2023年度生協連役員視察研修について ・2023年度会員生協監事研修会について ・第27回大分県生協大会（役職員研修会）について 等、審議・協議 第2回理事会 2023年9月25日（月） 於：大分市都町 アートホテル大分 ・2023年度県予算編成並びに行政執行に関する要望書の作成と提出について ・2023年度第28回大分県生協大会（役職員研修会）について ・2023年度第34回スポーツ交流会（ボウリング大会）について 等、審議・協議 第3回理事会 2023年11月15日（水） 於：大分市中央町 ソレイユ ・2023年度大分県行政との懇談会の開催について ・2023年度大分県消費者フォーラムへの参加について 等、審議・協議	第4回理事会 2024年1月25日（木） 於：大分市都町 アートホテル大分 ・2024年度（令和6年）能登半島地震への寄付金について ・県生協連2023年度決算見込みと下期会費について ・県生協連役員推薦委員会の委員の選任について 等、審議・協議 第5回理事会 2023年3月6日（水） 於：大分市都町 アートホテル大分 ・県生協連第71回通常総会の議案関係について ・県消費者問題ネットワーク第18回定期総会への出席について 等、審議・協議 第6回理事会 2024年5月15日（水） 於：大分市中央町 ソレイユ ・県生協連第71回通常総会の議案関係について ・県消費者問題ネットワーク第18回定期総会への出席について 等、審議・協議 第7回理事会 2024年6月6日（木） 於：大分市中央町 ソレイユ ・県生協連第71回通常総会議案書（一次案）について ・県生協連第71回通常総会の運営について ・県生協連役員選任の件について 等、審議・協議
---	--

(3) 監事会

第1回監事会 日 時 2023年7月16日（日）10：00～11：00 場 所 大分県生活協同組合連合会 事務所 出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事 議 題 1. 監事会議長の選出 監事監査規則第11条により、監事会議長に「江藤 隆康」氏を選出した。 2. 特定監事の互選 監事監査規則第12条により、特定監事に「江藤 隆康」氏を互選した。 3. 2022年度監査方針および監査計画 1) 監査方針 ①県連行事への積極参加ならびに理事会決議その他における各理事の意思決定の状況を検視し、理事の職務履行について適切に支援する。 ②決算関係書類およびその付属明細書が、県生協連の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかについて意見を形成するため、資産・負債・純資産の状況および収益・費用について監査する。 ③部会活動ならびに県連全体活動を通し、会員生協が相互に交流を深め、県内における生協運動がより活発に行われることを監事の立場から継続支援する。 2) 監査計画 年間の監査スケジュールとして、連合会監事会という性格上、以下のようにする。 第1回監事会 本日 第2回監事会 2024年4月末 ※その他、必要が生じた際は別途招集する。	第2回監事会 日 時 2024年5月8日（水） 13：00～14：30 場 所 大分県生活協同組合連合会 事務局 出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事 議 題 2023年度決算監査
--	---

(4) 委員会

■組織委員会（主な活動）	
第1回組織委員会	2023.7.3（月）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ ・2023年度「第30回県生協連平和のつどい」の取り組みについて ・2023年度「ピースアクションinナガサキ」の取り組みについて ・機関紙「おおいたの生協」「県連だより」原稿について 等、協議・意見交換
第2回組織委員会	2023.9.6（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ ・2023年度「第30回県生協連平和のつどい（戦跡巡り）」の総括について ・2023年度「ピースアクションinナガサキ」の総括について ・機関紙「おおいたの生協」「県連だより」の発行について ・第31回大分県議会議員との懇談会について ・第28回大分県生協大会（役職員研修会）について ・県生協連第34回スポーツ交流会（ボウリング大会）について ・大分県委託の「消費者被害防止の広報啓発チラシ」の作成と送付について 等、協議・意見交換
第3回組織委員会	2023.12.1（金）16時～ 於：ソレイユ 7F ローズ ・2023年度の取り組みの総括について （各会員生協の活動状況・組織委員会）の取り組み総括 ・2023年度「地域消費者フォーラムin大分」への参加について 等、協議・意見交換
第4回組織委員会	2024.3.15（金）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ ・2024年度の取り組みについて ・その他 等、協議・意見交換
第5回組織委員会	2023.5.24（水）10時～ 於：ソレイユ 7F ローズ ・2024年度「第31回県生協連平和の集い」の取り組みについて ・2024年度「ピースアクションinナガサキ」の取り組みについて 等、協議・意見交換

(5) その他主要会議

4月	7日	税理士事務所と決算協議
	11日	県労福協第6回理事会
	13日	県消費者問題ネットワーク第8回理事会

5月	10日	第2回幹事会（決算監査）
	12日	第1回大分県消費者団体連絡協議会・街頭キャンペーン
	12日	日田市民生協第8回理事会（傍聴）
	15日	第1回地球温暖化対策おおいた市民会議
	24日	県生協連第4回組織委員会
	24日	県労福協第7回理事会・第54回定期総会
	25日	大分大学生協第57回総代会
	27日	日田市民生協第48回総代会

6月	8日	グリーンコープ生協おおいた第37回総代会
	9日	県職員消費生協第59回総代会
	10日	県高校生協第63回総代会
	12日	自治労大分信販生協第62回総代会
	13日	県学校生協第58回総代会
	14日	県消費者問題ネットワーク第2回理事会
	16日	日本生活組合連合会第73回通常総会
	17日	県医療生協第42回総代会
	20日	生協コープおおいた第72回総代会
	25日	県勤労者医療第42回総代会
	25日	県福祉生協第16回総代会
	29日	県生協連合会第70回通常総会

7月	3日	県生協連第1回組織委員会
	4日	県労福協第2回理事会
	6日	2023年度県生協連上期会費の請求書送付
	12日	九州地連へ大雨被害状況調査の報告
	21日	県協同組合協議会事務局会議
	28日	県労働者総合生協第41回総代会
	29日	県生協連第30回親子で考える平和の集い（戦跡めぐり）

8月	1日	県労福協ニュース編集会議（オンライン）
	2日	日生協九州地連第1回運営委員会・県連活動推進会議
	7・8日	ピースアクションinナガサキ参加
	18日	地球温暖化対策おおいた市民会議普及啓発部会
	21日	第60回県消費生活審議会
	24日	日田市民生協理事会傍聴
	31日	県消費者問題ネットワーク第4回理事会

9月	5日	県労福協第3回理事会
	6日	県生協連第2回組織委員会
	20日	日生協県連活動交流会（オンライン）

10月	5日	日生協・九州地連第2回運営委員会
	7日	第2回県消費者団体連絡協議会
	12日	県消費者問題ネットワーク第4回理事会
	18日	日田市民生協第2回理事会（傍聴）
	19日	令和5年度大分県予算要望書の提出
	30日	県労福協「2022福祉研修会」

11月	8日	県労福協「労働者福祉運動」研修会
	12日	令和5年度大分県総合防災訓練 佐伯・津久見
	15日	第28回大分県生協大会（役職員研修会）
	16日	日生協九州地連大規模災害対策連絡会（オンライン）
	18日	県生協連第34回スポーツ交流会（ボウリング大会）
	27日	地球温暖化対策おおいた市民会議第2回普及部会
	29日	日生協九州地連第3回運営委員会・活動推進会議

12月	1日	県生協連第3回組織委員会
	5日	県生協連青木会長理事厚生労働大臣表彰受賞祝賀会
	19日	県消費者問題ネットワーク第6回理事会・勉強会

1 月	11日	日本生協連合会新年賀詞交歓会
	24日	県労福協第5回理事会
	25日	令和5年度大分県行政との懇談会
	30日	地域消費者フォーラムin大分
	31日	日生協九州地連第4回運営委員会・活動推進会議

2 月	14日	県消費者問題ネットワーク第7回理事会
	16日	県消費者団体と事業者との意見交換会
	19日	第2回地球温暖化対策おおいた市民会議

3 月	8日	第3回県消費者団体連絡協議会
	15日	県生協連第4回組織委員会
	16日	県労福協第51回ボウリング大会
	21日	県消費者問題ネットワーク裁判傍聴

決 算 報 告 書

(第 70 期)

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会
大分市青崎1丁目9番35号

貸借対照表

2024年 3 月31日現在

(単位：円)

勘 定 科 目		金 額	勘 定 科 目		金 額
資産の部			負債の部		
	普 通 預 金	16,359,227		預 り 金	0
	定 期 預 金	5,008,050		未 払 法 人 税 等	383,400
	関係団体出資金	130,000		仮 払 受 金	3,400
	建 物 付 属 設 備	399,300		役員退職慰労金引当金	2,400,000
	建物付属設備減価償却累計額	△ 69,111	負 債 合 計		2,786,800
			純資産の部		
				出 資 金	1,360,000
				法 定 準 備 金	1,352,400
				役員退職慰労金積立金	0
				災 害 対 策 積 立 金	1,500,000
				災 害 見 舞 積 立 金	2,000,000
				別 途 積 立 金	4,650,000
				会 員 生 協 支 援 積 立 金	1,000,000
				創立70周年記念事業積立金	6,000,000
				前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	595,290
				当 期 剰 余 金	582,976
			純 資 産 合 計		19,040,666
資産合計		21,827,466	負債・純資産合計		21,827,466

2023年度損益計算書

2023年4月1日～2024年3月31日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2023年度予算額	2023年度決算額	備 考
県 連 会 費	15,591,700	14,891,810	下期会費を約70万円減額
県 委 託 費	623,700	623,700	
役員退任慰労金積立金繰入	0	0	
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	
雑 収 入	90,000	88,123	
収 益 合 計	16,305,400	15,603,633	予算比約70万円の減

【費用の部】

科 目	2023年度予算額	2023年度決算額	備 考
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	
雑 給	1,160,000	1,168,000	
福 利 厚 生 費	50,000	0	
役 員 退 任 慰 労 金	100,000	70,000	
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	
人 件 費 合 計	5,210,000	5,138,000	予算比約7万円の減
教 育 ・ 文 化 費	1,690,000	1,423,208	県内戦跡巡り、ナガサキ行動の人数減
広 報 費	1,358,000	1,321,490	広報誌、HPメンテ、県委託チラシ
研 修 費	1,650,000	1,042,880	役員視察研修参加者の減
調 査 研 究 費	220,000	178,847	
会 議 費	430,000	321,590	
組 織 活 動 費	70,000	65,220	
県 生 協 大 会 費	190,000	232,328	
旅 費 交 通 費	600,000	553,243	
諸 会 費	1,784,000	1,784,000	
事 務 用 品 費	380,000	361,534	事務局パソコン購入
渉 外 費	1,250,000	1,122,811	
通 信 費	240,000	169,418	
地 代 家 賃	480,000	480,000	
租 税 公 課	2,000	394	
雑 費	220,000	215,541	
寄 付 金	100,000	200,000	
減 価 償 却 費	30,000	26,753	備品（事務所空調機）の減価償却
物 件 費 合 計	10,694,000	9,499,257	予算比約119万円の減
費 用 合 計	15,904,000	14,637,257	予算比約126万円の減

【当期剰余金】

科 目	2023年度予算額	2023年度決算額	備 考
税 引 前 当 期 剰 余 金	401,400	966,376	予算比約56万円の増
法 人 税 等	120,000	383,400	予算比約26万円の増
当 期 剰 余 金	281,400	582,976	予算比約30万円の増

【決算関係書類の付属明細表】

1. 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
生協コープおおいた	200,000	0	0	200,000
日田市民生協	200,000	0	0	200,000
グリーンコープ生協おおいた	100,000	0	0	100,000
大分県学校生協	80,000	0	0	80,000
大分県高校生協	50,000	0	0	50,000
大分大学生協	50,000	0	0	50,000
大分県職員消費生協	100,000	0	0	100,000
自治労大分信販生協	100,000	0	0	100,000
大分県労働者総合生協	330,000	0	0	330,000
大分県勤労者医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県福祉生協	50,000	0	0	50,000
出資金合計	1,360,000	0	0	1,360,000
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
災害対策積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
災害見舞積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
会員生協支援積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
創立70周年記念事業積立金	4,800,000	1,200,000	0	6,000,000
合 計	16,662,400	1,200,000	0	17,862,400

2. 関係団体等出資金

(単位：円)

団 体 名	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
関係団体 出 資 金	日本生協連合会	120,000	0	120,000
	賀川教育基金	20,000	20,000	0
	九州労働金庫	10,000	0	10,000
合 計	150,000	0	20,000	130,000

3. 引当金

(単位：円)

勘 定 科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
役員退職慰労金引当金	2,100,000	300,000	0	2,400,000
合 計	2,100,000	300,000	0	2,400,000

【その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項】

1. 預金明細表

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増 加 額
九州労働金庫 白杵支店 普 通 預 金 No. 4291727	15,308,541	16,359,227	1,050,686
九州労働金庫 白杵支店 定 期 預 金 No. 7880221	5,008,007	5,008,050	43
合 計	20,316,548	21,367,277	1,050,729

2. その他の資産明細表

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
建 物 付 属 設 備	399,300	0	0	399,300
建物付属設備減価償却累計	△ 42,358	△ 26,753	0	△ 69,111
合 計	356,942	△ 26,753	0	330,189

3. 未払法人税等明細書

(単位：円)

内 訳	金 額
法 人 税	206,900
地 方 法 人 税	21,300
法 人 県 民 税	23,000
法 人 事 業 税	64,900
法 人 市 民 税	67,300
合 計	383,400

4. その他負債明細表

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
預 り 金	60,000	220,000	280,000	0
仮 受 金	0	103,865	100,465	3,400
合 計	60,000	323,865	380,465	3,400

2023年度損益金の処分表

2023年4月1日～2024年3月31日

勘 定 科 目		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金		1,360,000	0	0	<u>1,360,000</u>
利 益 剰 余 金 (合 計)		17,097,690	582,976	0	<u>17,680,666</u>
	法 定 準 備 金	1,352,400	0	0	1,352,400
	その他利益剰余金 (合計)	15,745,290	582,976	0	<u>16,328,266</u>
	災 害 対 策 積 立 金	1,500,000	0	0	1,500,000
	災 害 見 舞 積 立 金	2,000,000	0	0	2,000,000
	別 途 積 立 金	4,650,000	0	0	4,650,000
	会員生協支援積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
	創 立 70 周 年 記 念 事 業 積 立 金	6,000,000	0	0	6,000,000
	繰 越 利 益 剰 余 金	595,290	582,976	0	1,178,266
純 資 産		18,457,690	582,976	0	<u>19,040,666</u>

2023年度大分県生協連合会 会費明細書

2024年3月31日現在（単位：円）

会 員 生 協 名	23年度会費予算	23年度会費実績	差 額	事 由
生 協 コ ー プ お お い た	8,592,800	8,592,800	0	減額なし
グリーンコープ生協おおいた	1,874,500	1,687,050	△ 187,450	下期会費10%減額
日 田 市 民 生 協	783,100	704,790	△ 78,310	〃
大 分 県 学 校 生 協	320,300	288,270	△ 32,030	〃
大 分 県 高 校 生 協	171,100	153,990	△ 17,110	〃
大 分 大 学 生 協	388,700	349,830	△ 38,870	〃
大分県職員消費生協	232,200	208,980	△ 23,220	〃
自治労大分信販生協	376,700	339,030	△ 37,670	〃
大分県労働者総合生協	815,900	676,620	△ 139,280	〃
大分県勤労者医療生協	751,800	734,310	△ 17,490	〃
大 分 県 医 療 生 協	1,117,100	1,005,390	△ 111,710	〃
大 分 県 福 祉 生 協	167,500	150,750	△ 16,750	〃
合 計	15,591,700	14,891,810	△ 699,890	

第2号議案

2023年度監査報告承認の件

監査報告書

2024年 5月8日

大分県生活協同組合連合会
会長理事 青木 博範 殿

特定監事 江藤 隆康



監事 萩原 潤



私たち監事は、大分県生活協同組合連合会の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の理事の職務執行及び決算関係書類について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監事相互の意志疎通および情報交換を図るほか、あらかじめ年間で定めた監査方針並びに監査計画及び職務分担等に従い、理事と意志疎通を図り、情報収集並びに監査環境の整備に努めるとともに、理事会やその他重要な会議・行事に出席し、理事よりその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めてきました。併せて、重要な決裁書類等を閲覧し、業務並びにその財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項は認められません。

以 上

2023年度剰余金処分(案)承認の件

剰余金処分(案)

I 当期末未処分剰余金		<u>1,178,266</u>
(1) 前期繰越剰余金	595,290	
(2) 当期剰余金	582,976	
II 剰余金処分額		<u>500,000</u>
会員生協支援積立金	500,000	
III 次期繰越剰余金		<u>678,266</u>

(注)次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条第4項の教育事業繰越金の額は200,000円です。

以上のとおり提案します。

大分市青崎1丁目9番35号

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木 博 範

2024年度活動方針案並びに予算案決定の件

I 特徴的な情勢

1. 暮らし・社会をめぐる情勢

- ① 記録的な物価高が進行しています。食品の価格をはじめ、ガソリン・灯油・電気・ガス代などのエネルギー価格など、あらゆる生活必需品の価格が上昇しており、賃金のアップでは賄いきれず、暮らしを一層厳しいものとしています。
- ② 新型コロナウイルス感染症は、2023年5月に感染症法上の「5類」に移行され、あらゆる活動の規制が緩和されたことから経済活動はコロナ禍以前に戻りつつあります。
- ③ 気候変動の影響等により、自然災害が世界的に発生しました。日本では、2023年7月の九州北部での豪雨災害をはじめ、各地で線状降水帯による土石流や河川氾濫が発生しました。2024年1月1日、最大震度7の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県能登半島を中心に、福井、富山、新潟の広い範囲に被害が及び、とりわけ能登半島の被害は甚大であり、死者241人、安否不明者9人、避難者は1万2,916人、住宅被害は約7万棟に上り、日本生協連および全国の生協は災害支援活動を展開しており、生協コープおおいたはキッチンカーによる炊き出し支援を継続しています。

2. 政治・事業経営をめぐる情勢

- ① ロシアによるウクライナ軍事侵攻が長期化するとともに、2023年10月にパレスチナ・ガザ地区でイスラエルとハマスによる武力衝突が発生し、世界的に政治的・軍事的緊張が高まっています。同地区での死者数は2万人を超え、深刻な人道的問題が発生しており、国連等が仲介し一時的に戦闘停止はあったものの、再び戦争状態に戻っています。
- ② 福島第一原発では、地元漁業者をはじめ関係者との合意が不十分な中、2023年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始されました。10月25日に配管洗浄を行っていた作業員の被ばく事故が起こり、手順書を軽視した作業実態など電力会社のずさんな対応が明らかとなりました。
- ③ 2023年10月に最低賃金の改定があり、37都道府県で39円～47円引き上げられ、全国平均の加重平均額は1,004円になり、初めて1,000円を超えました。
- ④ 政府は2023年10月、物流業界の人手不足が懸念される「物流2024問題」への対策として、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しを柱とした、「物流革新緊急パッケージ」を公表しました。モーダルシフトの推進や、商品注文時に「置き配」等を選択した消費者に買い物で使えるポイントを付与する実証事業を行うことなどが盛り込まれています。

II 活動の基調

- ① 国連は2015年にSDGs（持続可能な開発目標17項目）を採択し、2030年までの達成を

目標にしました。また、2023年11月3日、2025年を、2012年に続き2回目の「国際協同組合年」とすることを宣言しました。

- ② 日本生協連は2018年の第68回通常総会でコープSDGs行動宣言を採択、全国の生協はSDGsを実現するため、「持続可能な生産と消費のために、商品と暮らしのあり方の見直し」「地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーの利用・普及」「世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動の推進」「核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動の推進」「ジェンダー平等（男女平等）と多様な人々が共生できる社会づくりの推進」「誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりへの参加」「健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動の推進」の7つの取り組みを進めています。
- ③ 県生協連は県内12生協の連帯の場として、協同互助の精神に基づき、事業種類別生協間の協同・連帯・連携を強化するとともに、県内生協の総合力を発揮し、地域社会を構成している大分県行政や協同組合、県社会福祉協議会・NPO等の諸団体との良好な関係を構築し、地域社会が活性化するための多面的な役割を強めていくため、以下の活動を展開します。
 - 1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動
 - 2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動
 - 3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動
 - 4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

Ⅲ 具体的な活動

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

- (1) 会員生協の経営状況を理事会で報告し、情報を共有化します。
- (2) 機関誌である「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行し、会員生協へ情報を伝達するとともに、各級議員、県や各自治体、各政党等に配布し、生協活動の広報に努めます。
- (3) 大分県生協大会、会員生協の役職員研修会や監事研修会を開催します。
- (4) 大規模災害と危機管理に備えるために日生協九州地連と連携して取り組みます。
- (5) 県生協連内の各委員会や部会を開催し、情報交換に努めます。

2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

(1) 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 会員生協と連携し、食品の安全・安心の定着と普及促進に努めます。
- ② 「消費者力」の向上をめざし、暮らしの安全を実現できる社会システムづくりに向けて、社会的役割を発揮し消費者組織としての意見発信や学習活動に取り組みます。
- ③ 行政等の各種審議会や協議会に参画し、積極的に意見を反映します。

(2) 消費者問題への取り組み

- ① 地方消費者行政の充実を求める取り組みと、県生活環境部と連携して消費者問題に取り組めます。
- ② 県や自治体の各種審議会や協議会に参画して、消費者行政の充実に向けて意見反映していきます。
- ③ 消費者被害の未然防止や拡大防止・救済活動を行う適格消費者団体であるNPO法人「大分県消費者問題ネットワーク」の中心的役割を果たします。
- ④ 県生協連は、大分県消費者団体連絡協議会の事務局を担っており、消費者月間である5月の街頭キャンペーンや地域消費者フォーラム等の活動に積極的に取り組みます。

(3) 環境・福祉活動の推進

- ① 地球温暖化防止のために、大分市の地球温暖化対策市民会議等に積極的に参画し、その役割を果たします。
- ② 地域生協の暮らしの助け合い活動や医療・福祉生協の活動と連携して福祉活動の強化に努めます。

(4) 平和活動の取り組み

平和の尊さ、戦争や核兵器のない社会の実現をめざして、日生協が主催するピースアクション in ナガサキに参加するとともに、県生協連独自の平和のつどいの開催等に取り組めます。

3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

(1) 大分県行政との連携強化

- ① 生協の窓口である県生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換や情報交換を行い、連携を強化していきます。
- ② 10月に次年度県予算編成並びに行政執行に関する意見書を提出し、1月に県生活環境部との意見交換を実施します。
- ③ 県より委託されている詐欺・悪質商法防止啓発事業について、会員生協と協力し、店舗等でのチラシ配布に取り組めます。

(2) 大分県議会議員との懇談会の開催

32回目となる県議会議員との懇談会を9月頃に開催し、生協としての役割や政策要求、社会的貢献活動への理解と協力を求めています。

(3) 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の活動に参画し、福祉活動を通して労働団体や福祉団体と幅広く連携していきます。

(4) 協同組合間の連携

大分県協同組合協議会の一員として、協同組合間活動に関する理解をさらに深め、活動の意義を広く県民に広報するとともに、地域社会への貢献に資する活動に取り組みます。

4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

(1) 東日本大震災、福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から13年となります。被災地の復興・復旧活動は進んではいますが、依然として多くの方が県内外での避難生活を余儀なくされている中、国民の関心は薄らいできています。
- ② 県生協連加盟の各会員生協は、これまで福島県産品の購買運動等に取り組み、県生協連も福島県新地町への記念植樹や現地視察・見舞金等に取り組んできました。今後も、復興・復旧が終わるまで、被災地を支援するとともに「被災地の今を知り伝える～忘れない」取り組みを継続します。

(2) 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① これまで、日本生協連及び全国の生協、県生協連加盟の各会員生協はコロナ禍の中で被災地支援が厳しい状況の中、募金活動やボランティア活動に取り組んできました。
- ② 2023年度は、7月の豪雨災害、2024年1月1日の能登半島地震が発生し、多くの住民が犠牲になり、現在も被害が続いています。
2024年度も、引き続き、地震や水害の被災者・避難者の支援活動を継続していきます。

IV 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 事業活動

- ① 宅配事業では、新規利用者を中心とした仲間づくりに注力し、低迷している状況からの脱却を目指します。「コーププラス」では、アプリを連続利用いただいた方へのキャンペーンを実施するなどし、企画を充実させていきます。
- ② 店舗事業では、値上げにより低迷している利用点数アップに向けた施策に取り組みます。既存店の競合店対策にも力を入れ、プロジェクトチームを発足させ、協議と立案を進めていきます。
- ③ 共済事業では、宅配事業、店舗事業それぞれで成約率アップに向けて取り組みます。「はじめてばこ」からの加入推進は現在のレベルを維持させ、0歳児からの加入を推進していきます。

- ④ 福祉事業では、既存施設での利用者の安定と、収益性の向上を図ります。第9期大分市保険事業計画へも早期に対応し、提案に向けて体制を整えていきます。

2. 商品活動

- ① 「エシカル消費」を中心に、商品学習の機会を創出していきます。
- ② 産地工場見学は申込みが殺到しているため、受け入れ先の増加を目指し、相手方と協議していきます。
- ③ 各自治体と締結している包括連携協定の項目批准に向けて、地域商品の開発や、産直品を使った商品開発を検討します。

3. 組合員活動

- ① コープおおいたの認知度アップにつながるような活動づくりに努めていきます。
- ② 実参加の企画もより活発化させ、オンライン企画も魅力ある内容を提供し、多様な生活スタイルに合わせた組合員活動を開催していきます。
- ③ 好評をいただいている企画はさらに進化させ、課題の残っている企画は見直しをしつつ、さらなる魅力を追求していきます。

4. 地域・社会貢献

- ① 包括連携協定の項目批准のための双方協議の場を作ります。自治体との協議も進め、連携できる領域を調査していきます。
- ② 居場所づくりは現在の利用状況を確認しつつ、組合員主体で取り組めるように呼び掛けしていきます。
- ③ キッチンカー「むすびや」は日常運営やイベント体制を整え、よりスムーズな運営を目指していきます。

5. 福島復興支援・災害支援活動

- ① ふくしま復興支援企画も維持・発展させ、コープふくしまと協議を重ねていきます。
- ② より多くの職員へ災害研修の機会を提供し、有事の際にお役立ちできる人材育成を行います。

日田市民生活協同組合

3年に及んだ新型コロナウイルス禍は昨年5月の感染症5類への移行に伴い、収束へと向かいました。天災、危機は突然訪れ、その中であってこの間私たちは何とかそれに対応、順応しやっと平穏な日常が戻ってきたような気がしていました。

そんな1年の始まり、石川県能登半島でマグニチュード7.6、最大震度7の揺れを観測する地震により甚大な被害が発生しました。犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様、今なお不自由な生活を強いられているご家族・関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私たちの暮らしに大きく関わる経済にも世界各地の戦争や米中間の経済制裁などの強硬措置の掛け合い、気候変動問題やパンデミックなどが大きく影響を与えています。商品の調達はますます困難なものになっており、一昨年以降、エネルギーを含めたすべての商品の価格上昇が

それを顕しています。まさに組合員の暮らしは厳しさを増すばかりとなっています。

『最近、私たちの経済生活は収入の先行き不安と支出の急増という脅威を受け不安におののいています。とりわけ、経済的弱者の立場にある労働者と農民に大きなしわ寄せがきていることは疑う余地がありません。 ―中略― 私たちはこうした状況の中で、なんとかして自分たちの生活を、自分たちの力で守る方法を考えていかなければなりません。』日田市民生協の前身、日田市労農生協1976年の設立趣意書の一文です。

繰り返す歴史の中で今年も設立当時の思いに立ち返り組合員と共に生活を守り、暮らしの向上に努めていきます。

昨年度は何とか黒字での決算となりましたが、依然、事業継続の判断も考えねばならない、とても厳しい状況に変化はありません。「組合員の暮らし向上」と「事業継続」、取り巻く環境は厳しくとも、設立趣意書にあるとおり、こうした状況下にあっても何とか方法を考え実行しなければなりません。

組合員の暮らしの向上と事業継続に向け、組合員、職員一体となって以下の具体的事業目標達成のため、実践項目を掲げ事業活動に取り組みます。

【事業達成項目】

1. 地域にあって組合員に必要とされるお店づくり。
2. 事業継続のための店舗事業の黒字化。
3. 特販・買い物支援を通して、組合員・地域への貢献。
4. 共済事業を通じて組合員への困った時のお役立ち。

【実践・実行項目】

1. 売り場、作業場、職場の整理整頓、清掃。
2. 時間を守る、約束を守る。
3. 職場内、外での明るい先手の挨拶。
4. 小さな事・当たり前に磨きをかける。

グリーンコープ生活協同組合おおいた

一、組合員活動として、以下の5つの柱に取り組んでいきます。

- (1) 「グリーンコープ運動」を通して、仲間づくりと利用普及を楽しく進めます。
- (2) 「いのちを育む食べもの運動」で、安心・安全を力強く伝えます。
- (3) 「環境」・「平和」・「脱原発」運動で、子どもたちの未来をしっかりと守ります。
- (4) 「住んでいる街を住みたい街に」、グリーンコープの福祉をやわらかく地域に拡げます。
- (5) 私たちの「お店」と「キープ&ショップ」を全力で応援します。

二、新型コロナの感染症分類が引き下げられ、伴って様々な規制も緩和され、社会状況はコロナ禍以前の日常に大きく戻っています。地域の消費が家庭内から家庭外に向けて活性化する一方、社会的な物価高騰が家計に大きく響く状況の中、新たに加入いただいた方をはじめとする組合員の皆様、そしてこれから加入いただく皆様にとって、引き続き支持していただける存在になれるよう、努力し続けていきます。

三、みどりの地球をみどりのままで子供たちに残すべく、気候変動・地球温暖化による環境の大きな変化に対して私たちができること、グリーンコープで取り組んでいるカーボンニュートラルを一段と進めていきます。現在先行導入しているEV車両の本格的導入をセンターごとに進め、また、組合員に向けたグリーンコープの取り組みの情宣を強化し、CO₂削減を呼び掛けていきます。

四、2021年度から始まった「夢ヲかたちに！理事会」での検討を受け、各地にみんなの居場所「みどりちゃんのおうち」づくりが進んでいます。また、地域で暮らす方たちが、同じ地域で安心して暮らしていける手段の一つとして買物支援カー「走るスーパー元気くん」の取り組みもスタートしました。また、2021年度から始まった、大分県とも協力して行っている朝食支援は15箇所に広がっています。グリーンコープおおいたは、社福グリーンコープや行政をはじめとする関係機関とも連携し、誰もが安心して暮らせる地域の拠り所としての存在を高めています。

五、地域は様々な課題を抱えています。稼働を続け新設の方針も出された原子力発電所、規制もなく社会に出回るゲノム編集食品、一段と進む少子高齢化・人口減少など、グリーンコープはその一つ一つに向き合い、「いのち、自然、暮らし」を守るグリーンコープ運動の広がり、配送共同購入をはじめとするグリーンコープ事業の強化に向けて、運動と事業の発展・強化を進めます。グリーンコープの運動と事業の更なる飛躍を目指します。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2024年度は、第20次中期計画3ヶ年計画（2022～2024年度）の最終年になります。これまでの2年間（2022年度、2023年度）の進捗状況を精査した上で、「安全・安心で豊かな暮らしの提供、事業の改革・改善及び経営・財務基盤の確立、地域社会に貢献できる生協」を目指し、以下の重点方針を中心に取り組んでいきます。

1. 組織活動

【到達目標】

コンプライアンスに則った組織運営を行い、現職組合員の拡充と退職組合員の管理を進め、組織の活性化をめざす。

【取り組む課題】

- ① 新採用教職員と併せて若年層未加入教職員に対する加入促進に取り組む。
- ② 退職組合員の活性化へ向けた運営への参加拡大を図る。
- ③ 学校訪問等の活動を通し生協係や組合員との関係を維持・強化する。
- ④ 生協活動の理解を深めるための広報活動を充実させる。

2. 供給活動

【到達目標】

時代の変化に対応した事業の再構築を進め、事業剰余金での黒字をめざす。

【取り組む課題】

- ① 組合員を取り巻く環境変化に応じた事業システムに改善する。
- ② 強化月間等も含めた組合員への事業告知を効率的に行う。
- ③ 新規事業の開拓をめざす。
- ④ 事業剰余金の継続した黒字化をめざす。
- ⑤ 組合員に貢献できるサービス事業の充実・拡大を進める。

3. 経営活動

【到達目標】

事業体として経営数値の改善と安定化を図り、学校生協としての義有働と連帯に貢献できる人材の育成に努める。

【取り組む課題】

- ① 事業剰余金での黒字を目指す経営体質の改善に努める。
- ② 毎月の計画に対する予実管理のスピードアップと、迅速かつ効率的に対策可能とする体制づくりに努める。
- ③ 学校生協の発展に寄与できる中核人材の育成に努める。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組織活動

学校訪問や生協委員会等を利用して、新採用者をはじめ過年度採用者の未加入者に対して、積極的に新規加入に取り組みます。今年度の退職者に対して、年内から継続加入をお願いし、脱退者の減少に努めます。10月・11月に出資金増資運動を行い、組合員の協力により出資金の増額と1人当たりの出資金の増額に取り組みます。

2. 供給活動

年3回の共同購入（強化月間）の案内（チラシ等）に力を入れて、利用者数・利用高の増加に取り組みます。県内職域生協と共同で地産地消の県産品愛用運動に積極的に取り組みます。独自企画（回覧企画）の食料品（ハム・果実等）の組合員への周知と新しい商品開発により、毎月の利用者数・利用高の増加に取り組みます。

3. 経営活動

コンプライアンスを遵守して経営の健全化と改善に努め、生協委員との協力関係を深め、組合員相互の連帯と生協活動への理解に努めます。組合員数の増加に取り組み、事業活動の活性化により利用者数・利用高の増加を図ります。新型コロナウイルス感染症の位置づけが他の一般的な感染症と同じになり、日常生活は活気を取り戻しています。しかし、エネルギーや物価の高騰が消費者生活に大きな影響を及ぼしています。このような状況ですが、事業経費の削減に取り組み、経常剰余金の増加に努めます。

大分大学生生活協同組合

1. 2024年度方針及び予算のポイント

<基本方針>

生協の事業活動や取り組みへの理解を広げる取り組みを強化し、活気ある新しいキャンパスコミュニティを組合員と共に創造する中で、組合員の利用回復をめざします。

<最重点課題>

来店者数を利用のバロメーターとし、ミールカードを通じた食堂及び飲食分類の利用機会の回復と食生活や健康の提案、教職員・組合員の利用機会の創造、新しいキャンパスコミュニティづくりを最重点課題とします。

<具体的課題>

- ① パン・米飯・内製弁当やベーカリーをはじめとする飲食分類の利用回復をめざします。
- ② 進路やキャリア形成をサポートする学び事業の拡大に取り組むを進めます。
- ③ 外販部門を強化し、教職員の期待や困ったことを解決する窓口をめざします。
- ④ 新大分大オリジナルグッズの開発を組合員や大学と共に進めます。
- ⑤ 職員みんなが同じ気持ちで組合員の期待に応えられるように、マネジメントの見直しを進めます。
- ⑥ ミールカードの利用者を増やして食堂の利用者満足度を高め、利用結集による供給伸長をめざします。
- ⑦ 経費コントロールと発注精度の向上をめざします。
医学部キャンパスのニーズの把握と新しい展開の調査を進めます。
- ⑧ 生協のすまい紹介の安心、信頼、便利を高める取り組みを進めます。
- ⑨ 新入生に「生協にお任せください」と自信を持って提案できる新学期事業を進め、パソコン講座や英語講座の生協シェアを高めます。
- ⑩ 学生委員会と新学期アドバイザーを軸に学生と生協職員が協力して取り組みます。
- ⑪ 大学との関係づくりと店舗業務を支える本部機能の強化に取り組むます。

3. 2024年度予算案

キャンパス滞留人口の回復次第ですが、供給高は7億2,158万円（2019年9億3,200万円の78%）とし、まずは来店数の対前年度+10%の伸長をめざします。2024年度は、人的体制の強化、電気・ガスやシステム費用などの事業経費の増加が見込まれるため、経常剰余予算としてはほぼ±0ですが、活動制限のない前期開講ピーク期においては、混雑緩和とスムーズな利用を通じて、組合員がまた利用したいと思えるようなお店作りを進めます。

大分県職員消費生活協同組合

2024年度は、第4次中期経営計画の最終年度にあたり、引き続き人件費の見直しや、事業経費の節減を進めます。

また、供給高の増加策として、自治労会館を拠点としたセールなど集客対策に取り組ま

す。共同購入・商品あっせん事業充実や手数料増加のための新規指定店・新規事業の開拓、県と連携した各種事業、ホームページを活用した事業等を積極的に展開していきます。

安定した事業運営と職員の資質向上・業務研さんのもと、黒字化に向けて取り組みます。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2024年度は、第5次中期事業計画の2年次として、県産品愛用運動をさらに充実・強化させるとともに、自治労生協OCカードの利用促進、葬祭・住宅事業の斡旋、各種保険事業等を推進し、2024年度の供給目標と利益目標の達成に取り組みます。
2. 組織面では、引き続き各単組の生協事業推進体制の充実・強化に向け、意見交換や説明会等に取り組みます。

大分県労働者総合生活協同組合

2023年度の総括を踏まえ、住宅事業・旅行事業・管理事業を以下の運動の基調に基づいて取り組みます。

1. 総合生協の強みである「総合力」発揮に向けて、こくみん共済coop大分推進本部・総合生協グループの総力を結集し、組合員の豊かで安心できる暮らしの実現を目指します。
2. 「旅（たび）」を通じて、組合員の目的達成と満足度の向上をはかります。また、心のこもった旅行サービスの提供に努め、組合活動を支援します。
3. 「住居（すまい）」を通じて、組合員が安心して快適な家族生活を実現できるよう、より良質なサービスの提供に努めます。
4. 地区推進委員会・連合・労福協・協力団体・福祉事業団体、および他の生活協同組合との連携強化をはかり取り組みを強めます。
5. 利用いただいている協力団体・組合員の声を大切にし、利便性・満足度の高い商品の提供がはかれるよう、職員教育・研修活動を実施します。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 出資・利用・参加の原則に則った運動の展開

新規組合員の加入促進と出資金の増強に取り組みます。特に近年は組合員・出資金が減少・減額傾向にあることから、労働組合・福祉団体・企業の組合員にも増資を要請するとともに、新規組合員の加入の働きかけをします。

また、本年度も残高通知の発行により、組合員数の整理・把握を行うとともに、みなし自由脱退の処理を行います。

2. 病院・診療所・介護事業の利用促進

病院・診療所、そして介護事業の利用促進のため、1日当たりの患者数・利用者数の目標を設定し取り組みます。健診や地域活動を通じて企業や団体、地域の方々へ事業所の利用を勧めるとともに、機関紙やホームページなどを活用し利用拡大を図ります。

3. 関係諸団体との連携強化と情報宣伝活動の取り組み

勤労者医療生協の運動発展・強化のために、各団体との連携を強化します。また、医療生協活動への理解と参加を促進し、組織活動の活性化や事業の利用拡大を図るために情報宣伝活動に取り組みます。

大分県医療生活協同組合

1. 多様なつながりで、医療生協の運動と事業を地域に広げ、ひとりぼっちにしない、一人ひとりが大切にされるまちづくりを進めます。

- (1) 多様なつながりで、生協の活動に参加する人・かかわる人を増やし、医療生協の運動と事業を地域に広め、安心のネットワークを広げます。
- (2) 地域で誰もが集える「居場所」を広げ、地域に開かれた医療生協を目指し、地域まるごと健康づくりの活動に取り組みます。
- (3) 一人ひとりを大切にする「ささえあい活動」の輪を、地域の団体等とも連携を図り広げます。

2. 地域での役割に応じた事業展開を図りながら、医療生協の運動と事業をつなげ、組合員参加により事業の質を高め、事業所利用の拡大を図ります。

- (1) 医療生協ネットワークを活かし、法人内連携で一体的なサービス提供を行う仕組みづくりを進めます。
- (2) 地域組合員と職員のつながりを増やし、組合員の事業参加により、利用者の声を活かして、利用したくなる事業所づくりを進めます。
- (3) 無料低額診療事業などを広く知らせ、安心して事業所利用ができる取り組みを進めます。

3. 医療生協の運動と事業を未来へつなぐため、地域で活躍する人づくりを進めます。

- (1) 「いのちの章典」「生協法」など医療生協の根幹について理解を深め、運動と事業の実践につなげる取り組みを進めます。
- (2) 新たな担い手（まちづくりサポーター）増やしにつなげるため、「できるひとが、できることを、できるときに」から始め、「いきがい」「やりがい」を持ち活躍できる活動を広げます。

4. 憲法9条・25条を守り、活かすまちづくりを進め、平和で公正な社会を目指します。

- (1) 現行の健康保険証の廃止に強く反対し、受療権を守る取り組みを進めます。
- (2) 医療・介護福祉事業所が社会的責任を果たせる運営を行うための制度整備等を国や自治体に求め、サービスの安定的な提供を図ります。

地域の要求に応え「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を進めます。

2024年度は累積赤字の解消の第6年度であり、解消実現に向け事業経営を行います。

2023年度の方針を引き継ぎ2024年度も取り組みます。

気軽に集まれる居場所づくりや、新型コロナ等の感染対策に力を入れます。

1. 「給食事業」は事業経営の大黒柱です。地産地消、食の安全など内容の充実に努力します。
又、配食サービスを強化し、地域高齢者の見守り活動を行います。
2. 通所介護事業（デイサービス）では更に内容を豊かにし事業基盤を強化します。
地域の人に選ばれるデイサービス、地域の人が集うデイサービスを目指します。
3. 組合員加入者100人に取り組みます。
4. 広報誌やホームページを活用し、共同して事業展開している医療法人ニコニコ診療所と福祉生協から健康や福祉に関する情報を発信します。
5. 健康教室は、2024年度も野津地域や三重町地区において継続して取り組みます。
6. 高齢者スポーツであるニコニコ杯グランドゴルフ大会を開催します。

2024年度収支予算書

2024年4月1日～2025年3月31日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	前 年 予 算 比
県 連 会 費	15,591,700	14,891,810	16,040,000	102.9%
県 委 託 費	623,700	623,700	623,700	100.0%
役員退任慰労金引当金繰入	0	0	0	
雑 収 入	90,000	88,123	90,000	100.0%
収 益 合 計	16,305,400	15,603,633	16,753,700	102.7%

【費用の部】

科 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	前 年 予 算 比
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	3,600,000	100.0%
雑 給	1,160,000	1,168,000	1,170,000	100.9%
福 利 厚 生 費	50,000	0	50,000	100.0%
役 員 退 任 慰 労 金	100,000	70,000	100,000	100.0%
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	300,000	100.0%
人 件 費 合 計	5,210,000	5,138,000	5,220,000	100.2%
教 育 ・ 文 化 費	1,690,000	1,423,208	1,780,000	105.3%
広 報 費	1,358,000	1,321,490	1,400,000	103.1%
研 修 費	1,650,000	1,042,880	1,650,000	100.0%
調 査 研 究 費	220,000	178,847	270,000	122.7%
会 議 費	430,000	321,590	400,000	93.0%
組 織 活 動 費	70,000	65,220	80,000	114.3%
県 生 協 大 会 費	190,000	232,328	240,000	126.3%
旅 費 交 通 費	600,000	553,243	600,000	100.0%
諸 会 費	1,784,000	1,784,000	1,784,000	100.0%
事 務 用 品 費	380,000	361,534	220,000	57.9%
渉 外 費	1,250,000	1,122,811	1,250,000	100.0%
通 信 費	240,000	169,418	230,000	95.8%
地 代 家 賃	480,000	480,000	480,000	100.0%
租 税 公 課	2,000	394	2,000	100.0%
雑 費	220,000	215,541	240,000	109.1%
寄 付 金	100,000	200,000	200,000	200.0%
減 価 償 却 費	30,000	26,753	30,000	100.0%
物 件 費 合 計	10,694,000	9,499,257	10,856,000	101.5%
費 用 合 計	15,904,000	14,637,257	16,076,000	101.1%

【当期剰余金】

科 目	2023年度予算額	2023年度決算額	2024年度予算額	前 年 予 算 比
税 引 前 当 期 剰 余 金	401,400	966,376	677,700	168.8%
法 人 税 等	120,000	383,400	270,000	225.0%
当 期 剰 余 金	281,400	582,976	407,700	144.9%

役員報酬決定の件

2024年度の役員の報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における役員の報酬額、支給方法などについては、理事会の協議に一任願います。

理事の報酬	総額	3,600,000 円以内
-------	----	---------------

役員選任の件

定款第21条（役員の選任）及び役員選任規約第8条（役員選任議案の説明及び採決）に基づき、役員の選任（理事・監事）を提案します。

1. 役員の定数は定款第20条により、次のように定められています。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2. 役員の選任については、役員選任規約第2条で、次のように定められています。

1. 役員の選任に当たっては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全県区分として役員候補者を選出する。

- (1) 全県区分
- (2) 分野区分

2. 理事の全県区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤役員及び有識者理事の候補者を選定する。

3. 理事の分野区分においては、理事会において定めた会員生協毎に理事を選定する。

3. 役員候補者選任の経過

1. 定款第20条・第21条及び役員選任規約第5条・第6条・第11条に基づく役員選任について実施するために、1月25日に開催した第4回理事会において役員推薦委員会の委員（5名以内）を決定しました。

2. 定款第20条・第21条及び役員選任規約に基づき、5月16日付で役員選任の公告を行い、5月31日に締め切りました。

3. 5月29日開催の監事会において、定款第21条及び役員選任規約に基づき、「監事候補者の選任」について協議を行い、当該監事候補者の選任を総会に付議することが同意、確認されました。

4. 6月6日開催の役員推薦委員会において、役員選任規約に基づき役員候補者の選考を実施し、選考結果を会長理事に報告しました。

5. 6月6日に開催した第7回理事会において、第71回通常総会の第6号議案として提案することを確認しました。

2024年役員選任における役員候補者名簿

(注：略歴・現職は6月27日現在のものです。)

(理事候補者 13名)

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
1	分野区分	青 木 博 範 1961年生	1996年6月 2008年6月 2012年6月 2013年6月	生活協同組合コープおおいた常務理事 生活協同組合コープおおいた専務理事 生活協同組合コープおおいた理事長 大分県生活協同組合連合会会長理事
2	分野区分	後 藤 哲 也 1964年生	1987年4月 1993年5月 1997年5月 2000年6月 2006年6月 2022年11月	日田市民生活協同組合入職 日田市民生活協同組合常務理事 日田市民生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会監事 大分県生活協同組合連合会理事 日田市民生活協同組合理事長
3	分野区分	日 隈 健 一 1965年生	2006年5月 2008年6月 2018年6月 2018年6月	グリーンコープ生活協同組合おおいた店舗事業部長 グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事 グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
4	分野区分	岩 井 清 一 1968年生	1991年4月 2023年3月 2023年4月 2023年6月 2023年6月	大分県労働金庫入庫 九州労働金庫退職 大分県学校生活協同組合入協 大分県学校生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
5	分野区分	瀬 尾 彰 一 1962年生	1987年4月 2023年3月 2023年4月 2023年6月 2023年6月	県立鶴崎工業高校採用 大分県立情報科学高校退職 大分県高校生活協同組合入職 大分県高校生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
6	分野区分	末 光 一 正 1969年生	1994年3月 2006年12月 2015年6月 2021年5月 2024年5月	大分大学生生活協同組合入協 大学生協九州事業連合へ派遣 長崎県立大学佐世保生協へ出向 長崎県立大学シーボルト校生協へ出向 大分大学生生活協同組合専務理事
7	分野区分	政 丸 佐智夫 1956年生	1975年6月 2007年5月 2017年4月 2017年6月 2017年6月 2023年6月 2024年6月	大分県庁入職 大分県職員消費生活協同組合理事長 大分県職員消費生活協同組合事務局長 大分県職員消費生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事 大分県職員消費生活協同組合理事 大分県職員消費生活協同組合監事
8	分野区分	首 藤 俊 一 1964年生	1989年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
9	分野区分	和 泉 吉 信 1962年生	1987年4月 2021年7月 2021年8月	全国労働者共済生活協同組合大阪府本部入会 大分県労働者総合生協専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
10	分野区分	塩 月 裕 市 1968年生	2017年2月 2018年4月 2020年9月 2021年6月 2021年6月	自治労豊後大野市連労執行委員長 連合大分副事務局長 大分県勤労者医療生活協同組合常務理事 大分県勤労者医療生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
11	分野区分	吉 田 ただし 禎 1974年生	1998年1月 2016年6月 2021年6月 2022年4月 2022年6月	大分県医療生活協同組合入協 大分県医療生活協同組合常任理事 大分県医療生活協同組合常務理事 大分県医療生活協同組合副専務理事 大分県医療生活協同組合専務理事
12	分野区分	兒 玉 たつ 達 ふみ 典 1964年生	2000年5月 2015年3月 2020年8月 2022年6月	医療法人ニコニコ診療所入職 鍼灸マッサージ治療院開所 医療法人ニコニコ診療所入職 大分県福祉生活協同組合常任理事
13	全県区分	河 原 伸 明 1954年生	1977年10月 2005年9月 2009年5月 2009年6月 2019年6月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事 大分県生活協同組合連合会専務理事

(監事候補者 2名)

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
1	全県区分	江 藤 隆 康 1963年生	2009年4月 2011年4月 2014年4月 2014年6月 2014年6月	生活協同組合コープおおいた組織支援本部長 生活協同組合コープおおいた店舗事業本部長 生活協同組合コープおおいた宅配本部長 生活協同組合コープおおいた専務理事 大分県生活協同組合連合会監事
2	全県区分	萩 原 潤 1974年生	2011年3月 2013年6月 2016年6月	グリーンコープ生活協同組合おおいた経営管理部長 グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事 大分県生活協同組合連合会監事

役員退任慰労金の件

役員退任に伴い、役員報酬及び退職慰労金に関する規則第11条（非常勤役員退任慰労金）に基づき支給することについて、理事会に一任願います。

議 案 決 議 効 力 発 生 の 件

本総会の各議案について、議案の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任していただくよう提案します。

「資料」

「2024年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書」について(回答)

2023年10月19日付けで要望のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

2024年 1月12日

2024年度要望事項	回 答
1 新型コロナウイルス感染症対策及び被害に対する支援について要望します。 新型コロナウイルス感染症は、今年の5月8日以降、感染症法上の5類に位置づけられましたが、感染者数は増加傾向にあり、引き続き次の事項を要望します。 (1) 新型コロナ患者対応に関する補助金等支援の縮小・廃止が進められていますが、依然としてコロナ感染拡大は医療・介護事業所に大きな影響を及ぼしています。大分県内全ての医療機関・介護事業所に対して、補助金・支援金等の継続・追加について政府に要望するとともに、大分県独自の補助金・支援金等の継続・追加を要望します。 (2) 原油価格・物価高騰による光熱水費や食材費、診療材料費の値上がりに対して、医療機関や介護事業所は制度上利用者に価格転嫁はできない実態を踏まえ、厚労省事務連絡「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱い及びコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策について」に基づき、臨時交付金を活用し、医療機関や介護事業所への財政措置を行うとともに、「令和6年度の臨時交付金の交付」を政府に要請することを要望します。 (3) 保健所の機能強化・拡充及び医療体制の充実・強化を引き続き検討するよう要望します。 (4) 教育現場における新型コロナウイルス感染症対策は、現場実態を十分把握・考慮し実施することを要望します。	(1) コロナ禍では受診控えなどの影響で、令和2年度の医療費が前年度比で減少となりましたが、令和4年度には、診療報酬上のコロナ特例措置分を除いた場合でも、新型コロナ感染症拡大以前の令和元年度を上回る医療費になっています。そのため、新型コロナの影響による減収などは以前に比べ減少してきていると考えられますが、感染対策等については、依然、負担も大きいことから、5類への位置づけ変更後も、簡易陰圧装置やHEPAフィルター付空気清浄機等の設備整備支援等を行っているところです。令和6年度の診療報酬改定を通じて、新型コロナ対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行する予定でもありますので、国の動向にも注視しつつ、現在、実施している設備整備支援をご活用いただくよう周知を図ります。 また、介護事業所等においては、5類への位置づけ変更後も施設内療養の対応が行われていることから、緊急包括支援交付金の期限が令和5年9月末を期限から延長され、陽性者が発生した事業者に対するかかり増し経費の補助や施設療養への補助等の支援が引き続き行われています。介護事業所等における感染対策は今後も継続する必要がある、恒常的な負担が生じることから、全国知事会等を通じ支援の継続を要請しているところです。 (所管課：医療政策課／感染症対策課／高齢者福祉課) (2) 医療機関や社会福祉施設等に対しては、令和4年度9月補正事業に引き続き、令和5年度7月補正予算（内付）「社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業」で約21億円を計上し、電気代や食材費など幅広い経費に係る高騰分の一部を助成することとしています。 また、国に対しては、物価高を反映した公的価格の改定や基盤整備に対する支援等の適切な財政措置について、全国知事会を通じて要望しています。 (所管課：福祉保健企画課) (3) 県の保健所については、3年余りにわたるコロナ対応で得られた数々の経験を糧として、健康危機への備えを計画的に進めるため、従来の県予防計画を改定するとともに、新たに健康危機対処計画を策定する予定です。これらの計画では、平時からの関係機関との連携強化や、外部人材を含めた人員の確保による速やかな有事体制への移行、さらにはICT・外部委託等を活用した業務の効率化などについて、あらかじめ定めることとしています。今後とも、保健所がその役割を十分に果たすことができるよう、適切に対応していきます。 また、医療提供体制については、5類への位置づけ変更に伴い、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しました。そのため、感染拡大期でも多くの医療機関で対応可能な体制になっており、医療ひっ迫の回避にもつながっています。引き続き医師会や医療機関に協力をいただきながら医療体制の充実・強化を図ります。 (所管課：福祉保健企画課／医療政策課) (4) 教育現場においては、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生、咳エチケットの指導といった、コロナ禍以前からも実施している基本的な感染対策を講じるよう指導しています。 私立学校においても、屋内でのマスク着用、手洗い、常時の換気といった基本的な感染症対策を徹底しており、各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、感染症対策に関して必要な情報提供を行っています。 (所管課：体育保健課／私学振興・青少年課)

2024年度要望事項	回 答
(5) 新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者への差別対策及び風評被害対策について、引き続き実施するよう要望します。 (6) コロナ禍に乗じた消費者被害の防止に向け、消費者庁や警察とも連携し、引き続き県民に対し広報・啓発等に努めるよう要望します。 2 消費者行政の充実・強化について要望します。 (1) 今後も地方消費者行政強化交付金の拡充に向け、全国知事会と共に政府に働きかけていくことを要望します。 (2) 県民の消費生活の安定と向上のため「第4次大分県消費者基本計画」に基づいて、大分県の消費者行政を推進されることを要望します。 (3) 消費生活相談員は、大分市以外の市町村では人員が不足しています。消費者行政の中核を担う消費生活相談員の確保は喫緊の課題であり、引き続き消費生活相談員資格取得に向けた講座や講習会を開催するとともに、引き続き消費生活相談員の処遇改善に向けた諸施策の実施を要望します。 (4) 消費者教育推進に向け、消費者自身による学習と工夫によって生き生きと多彩な活動ができるよう、引き続き消費者団体等への活動支援を要望します。特に、18歳成人になったことを踏まえ、高校生への消費者教育は始められています。義務教育レベルからも検討し、学校教育における消費者教育の充実・強化を要望します。	(5) 県では、「感染症の患者等に対する差別」を解消すべき不当な差別として、人権尊重条例に位置づけ、対策に取り組んでいます。感染者等への不当な差別や風評被害が生じないよう「正しい情報に基づいた人権に配慮した行動」等を、県ホームページや広報誌など、様々な媒体を活用して、引き続き啓発に取り組みます。 (所管課：人権尊重・部落差別解消推進課) (6) 新型コロナウイルス感染症対策及び被害等に関する消費者庁や国民生活センター等からの注意喚起を含め、引き続き県民や市町村に対し県ホームページやSNS等による情報発信を行っていきます。 なお、県内においては特殊詐欺被害が増加しており、高齢者に対する被害防止を図るため、65歳以上のみで構成した世帯を対象に自動警告・録音機能付き電話機の補助を市町村と連携して行っています。今年度から対象世帯を拡大し、満65歳以上と同居されている世帯も補助対象に加えました。 今後とも、消費者庁や警察本部との連携のもと、最新の情報等の収集に努め、被害防止のための広報・啓発を進めていきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課) (1) 地方消費者行政強化交付金の令和6年度当初予算案については、16.5億円が閣議決定されており、令和5年度補正予算との合計で、31.5億円が確保されています。県としても市町村の要望額と合わせて最大限の交付金の確保に努めていきます。また、全国知事会においては、毎年国に対して消費者行政予算の確保を要望しており、引き続き全国知事会と共に政府に対して働きかけを行っていきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課) (2) 「大分県消費者基本計画」の推進にあたっては、これまでも貴連合会をはじめ、関係団体に協力をいただき、安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現を目指す「第4次大分県消費者基本計画」については、5つの基本目標に基づく取組が、着実に成果を上げています。 引き続き、各生活協同組合においては、エシカル消費の普及啓発や食育の推進、脱炭素社会づくりに向けた取組の推進、食品ロス・プラごみの削減、さらには、買い物弱者支援、災害時・緊急時の支援など、幅広い協力をお願いします。 (所管課：県民生活・男女共同参画課) (3) 消費生活相談員は、消費者行政の中核を担う人材であり、その確保と資質の向上は喫緊の課題であることから、相談員の養成講座や相談員の資質向上の研修事業については、引き続き実施していきます。 また、令和3年度からは「消費生活相談員国家資格取得支援オンライン講座」を開催し、消費生活相談員の有資格者の確保に努めています。 消費生活相談員の処遇改善については、令和2年4月から地方公務員法の改正により一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことの趣旨を踏まえ、市町村に対して消費生活相談員の処遇改善について働きかけています。 (所管課：県民生活・男女共同参画課) (4) 「自ら考え行動できる自立した消費者」の育成を目指して、これまでも国・県・県教育委員会、及び市町村・市町村教育委員会、関係団体等が連携して、ライフステージに応じた消費者教育を推進しており、大分県消費者団体連絡協議会とは、消費者フォーラムや消費者月間事業等を連携して実施しています。 また、成年年齢の引き下げに伴い、令和4年度から取り組んでいる巣立ち教育出前講座の周知や開催調整を行う消費者教育コーディネーター事業の実施のほか、小・中学生を対象とした義務教育レベルの教育についても市町村と連携して出前講座を実施しており、引き続き学校教育も含む消費者教育の充実・強化に取り組んでいきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)

2024年度要望事項	回 答
(5) プラスチックごみの環境等への影響を低減させるため、使用量の削減（マイバック運動等）、不法投棄の防止、プラスチック代替製品の導入等について、引き続き事業者及び県民への支援・啓発を行なうことを要望します。 また、一昨年6月のプラスチック資源循環促進法制定後における大分県の具体的な取り組み状況について、引き続き県民及び事業者へ周知されるよう要望します。	(5) 法制定の動きもあり、今年8月、県では、プラスチックごみ削減に向けて県民総参加で取り組んでいくため「おおいたプラごみゼロ宣言」を行い、広く啓発しました。また、その取組の一つとして、プラスチック削減に取り組む事業者を支援する「おおいたグリーン事業者認証制度」を創設し、認証事業者に対して、プラスチック代替製品を導入する際の購入費等への助成を行っています。 不法投棄の防止については、クラウド録画機能付きカメラ（ＡＩカメラ）等を設置して行為の早期特定・予防を図り、監視員等が巡回監視や指導に当たるほか、新聞、テレビのスポット広告利用で違法性の周知を図っています。 今後とも、環境教育アドバイザーの派遣等を通じて環境問題への意識啓発を図るほか、アプリやＳＮＳ等を活用したマイバックの使用等を呼びかける啓発活動等を行っていきます。 （所管課：うつくし作戦推進課／循環社会推進課）
(6) 適格消費者団体である特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、被害未然防止のための啓発や救済活動を行っています。今後の組織運営のためにも財政基盤の強化は必要であり、引き続き消費者関連事業の委託等、支援の強化を要望します。	(6) 大分県では、深い専門的知識を有する適格消費者団体「大分県消費者問題ネットワーク」と連携して、これまでも広く県民に対して、消費関連の法令周知の普及・啓発や消費生活相談員の資質向上を目的とした研修事業を実施してきたところです。また、令和4年度から3年間で、県内全ての高校等において、巣立ち教育出前講座の周知や開催調整を実施する消費者教育コーディネーター事業は着実に成果を出しています。 今後とも引き続き連携して事業を実施していきます。 （所管課：県民生活・男女共同参画課）
3 食の安全・安心、食品ロス削減の推進について要望します。 食の安全・安心の充実及び食品ロス削減推進に向け、引き続き、次の事項について要望します。	
(1) 引き続き、消費者へ食品衛生の正しい知識と食の安全確保対策の情報を提供するとともに、リスクコミュニケーションを図るよう要望します。 同時に、食品事故の発生抑止と拡散防止のための食品安全にかかわるリスクマネジメントの充実に向け、国や関係機関と連携し、引き続き必要な措置を講じるよう要望します。 (2) 食品衛生管理の国際基準であるHACCPによる衛生管理は、今後も中小零細事業者での導入がさらに進むと考えられますが、今後も事業者が着実に実施できるよう指導することを要望します。	(1) 県では、消費者へ食品衛生の正しい知識や食中毒予防などについて、ホームページ、安全・安心メール、ＳＮＳを活用して情報提供を行っています。一方、毎年、事業者と消費者との意見交換の場を設けて、食の安全確保対策の情報についてリスクコミュニケーションを図っています。今後もこのような事業を通じて情報提供を積極的に推進していきます。 リスクマネジメントについては、国との連携や九州広域連携協議会での協力体制を整備し、広域的な食中毒事案等の発生に備え対応しています。 （所管課：食品・生活衛生課） (2) HACCPの制度化に対する取組として、保健所職員による個別相談での対応や民間指導者を活用したセミナー等を県内各地で開催するなど、新規事業者向けに導入を支援してきたところです。 今後とも、引き続き、中小零細事業者を含めた全ての食品関連事業者の方への導入支援をはじめ、導入後のHACCPによる衛生管理計画の見直しや、取組の定着等について丁寧にフォローしていきます。 （所管課：食品・生活衛生課）
(3) 食の安全や食育、食品ロス削減に関する消費者教育が充実するよう以下の事項を要望します。 ① 学校教育において、食の安全や食育、エシカル消費に関して多角的に学べる工夫を行うこと。 ② 食品ロス削減推進法に基づく「大分県食品ロス削減推進計画」の内容や10月の食品ロス削減月間等の効果的な啓発等に取り組むこと。	① 各学校では、食の安全や食育、エシカル消費に関する内容について、児童生徒に家庭科や社会科、学校教育活動全体を通じて指導しています。 また、県教育委員会では、安全な学校給食の提供や食育の充実に向け、学校給食従事者や食育の中心的役割を担う栄養教諭等に対して各種研修会を実施しています。 引き続き、児童生徒が、食の安全や食育、食品ロス削減に向けたエシカル消費について、様々な場面で学ぶことができるよう、教職員研修の充実を図っていきます。 （所管課：体育保健課） ② 「大分県食品ロス削減推進計画」では、削減目標を2000年度比で2030年度までに半減させることとしています。 本計画を着実に実行するため、大分県食品ロス削減推進協議会を中心に、具体的な方法や取組を検討しており、10月の食品ロス削減月間には、スーパーやコンビニで消費・賞味期限の近い商品購入を促進する「手前取りキャンペーン」や、飲食店等で食べ残しをできるだけしないよう呼びかける「食べきりキャンペーン」を実施しました。 今後とも引き続き、効果的な啓発等に取り組んでいきます。 （所管課：うつくし作戦推進課）

2024年度要望事項	回 答
(4) 大分県内の食糧自給率の向上に向けて、以下の事項を要望します。 ① 今後とも県内農業者を支援するとともに、地産地消を推進すること。 ② 大分県での学校給食における地場農産物の活用、供給体制の一層の整備を進めること。 ③ 消費者が地元の農水産物を購入するよう啓発や推進を図ること。 ④ 種子法廃止後も、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を継続すること。	① 県では、産地自らが策定した「産地担い手ビジョン」に基づき、ファーマーズスクールなどの研修制度の拡充に加え、産地を牽引する担い手や参入企業等の確保・育成など、農産物の生産拡大等に向けた幅広い支援を行っています。 また、地産地消を推進し、地域農業を活性化させるため、地産地消の拠点となっている直売所の魅力向上の取組や、県産食材を使用した料理を提供する県内の料理店等に対して、「とよの食彩愛用店」への登録を推進するとともに、ホームページにて登録店舗の情報提供を行っています。 今後も、地産地消を推進し、農林水産物の県内の消費拡大に努めていきます。 (所管課：地域農業振興課／新規就農・経営体支援課) ② 県教育委員会では、毎年11月の大分県産食材の積極的な活用などを目的とした「学校給食1日まるごと大分県」、毎月1回の「食育の日」などで地場産物の活用を図っています。また、関係部局と連携し、「学校給食地産地消夏野菜カレーの日」による県産食材の消費拡大を図っているところです。 今後も、流通業者や生産者等と協力して、学校給食用食材の円滑な供給に取り組むとともに、安全安心な地元食材を活用した取組を継続していきます。 (所管課：体育保健課／地域農業振興課) ③ 県では、地産地消の推進のため、県民に県産品をPRする様々な取組を行っています。県産品の県内での消費拡大に向けて、露地かぼすや白ねぎ等の「旬入り宣言」を行うほか、毎月第4金曜日を県産魚の日と定めるなど、市場や小売店と連携した取組を行っています。 また、次世代に向けた啓発活動として、大手コンビニと連携して、県内の高校生、大学生、専門学校生を対象に、県産食材を使用したおにぎりやパンの商品開発コンテストを実施しています。 今後も、地産地消を推進し、農水産物の県内の消費拡大を進めていきます。 (所管課：地域農業振興課) ④ 稲、麦類及び大豆の優良な種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものです。そのため、県の実情等を整備し、優良な種子を生産者へ円滑に供給できる体制を継続しています。 今後も、県内の生産者が安心して生産を続けられるよう、大分県主要農作物改善協会等の関係機関との連携を密にし、良質で安価な種子の生産と供給を続けていきます。 (所管課：水田畑地化・集落営農課)
4 生活協同組合の育成・強化について要望します。 生協は、県の消費者行政と連携して一定の役割を果たすとともに、地域社会への貢献ができる組織であり、これからも一層その役割を果たさなければなりません。 さらに、様々な団体と協働しながら「地域社会づくり」への参加を掲げ、その具体化に向けて取り組みを進めており、生協を育成強化していくことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現につながると確信しています。 今後とも引き続き生協に対し連携強化・経営安定のために、予算措置の中で協働事業の拡大を要望します。	消費生活協同組合は、県内に59万人を超える組合員を有し、その組合員の草の根的なネットワークにより、地域に根ざした活動を行っている団体でもあり、県政を推進するうえで大切なパートナーとして、様々な分野で連携しているところです。消費者行政において消費生活協同組合を消費者団体の中核として位置づけ、消費者教育推進のための地域フォーラムの開催や消費者被害防止のための啓発リーフレットの配布など連携して取り組んでいます。 また、生活困窮者に対する家計相談事業、災害時の生活必需品の安定供給、災害ボランティア活動への支援など、さまざまな分野で連携しているほか、県事業の広報にも協力をいただいているところです。 今後とも、地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めていきたいと考えています。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)

2024年度要望事項	回 答
5 大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について要望します。 ここ数年、毎年災害が発生しており、今後予想される大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について次の事項を要望します。 (1) 住民や企業に対し、南海トラフ地震をはじめ今後想定される大規模災害等の啓発活動を強めるとともに、防災・減災対策を早急に進めるよう要望します。 (2) 今後の災害対策に必要な被害想定、燃料確保、物流網の維持確保等の課題に対し、生活者の意見を反映させるよう要望します。 (3) 地震、豪雨等これまでの教訓から、災害復旧だけではなく被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制をつくるとともに、支援のための財源の確保を要望します。 (4) 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底するよう要望します。 (5) 災害に便乗した悪質商法・詐欺等の予防に向け広報・啓発を徹底するよう要望します。	(1) 南海トラフ地震や風水害等の各種災害に備えるため、災害を疑似体験できる地震体験車や防災VRの運用をはじめ、テレビやYouTube等のSNSによる高齢者向け・若年者向け啓発動画の配信、県内量販店等との連携による防災グッズフェアの実施など啓発活動の強化を図ります。また、大雨や台風に備えて情報収集や避難行動などを時系列に定めるタイムラインの普及、県民安全・安心メールやおおいた防災アプリ等の防災情報収集ツールの活用促進、防災アドバイザーの派遣による地域の防災学習会の支援、防災気象講演会等の開催など、防災意識の向上に繋がる取組を展開するとともに、地域や社会福祉施設等を対象とした避難訓練の実施支援などの防災・減災対策を進めます。 (所管課：防災対策企画課) (2) 「大分県防災会議」や「総合防災訓練」などを通じて、生活者や関係機関の意見を吸い上げ、今後の防災対策等に反映します。 (所管課：防災対策企画課) (3) 平時から関係機関との連携強化に取り組み、災害時の迅速な被災者支援ができる体制づくりに努めます。また、災害被災者住宅再建支援事業等により、被災地の生活が少しでも早く安定するよう自立復興を支援します。 (所管課：防災対策企画課) (4) 学校現場の防災教育を推進するため、全公立学校で防災教育の中核となる教職員を「防災教育コーディネーター」として位置づけ、専門的な研修を実施するなど、学校教育全体を通じた防災教育を推進しています。 また、「防災教育モデル実践事業」では、指定を受けたモデル校が地域の災害リスクに備えた防災教育の実践や学校における防災教育の効果的手法等を研究し、その成果を公開研究発表会やホームページ等でお知らせし、県内の学校へ実践例の普及を進めています。 この事業の他にも「学校防災出前講座」や「高校生防災リーダー養成事業」等を実施しており、児童生徒及び教職員の防災意識・知識の向上を図っています。 引き続き、児童生徒が災害の危険を自ら予測し回避できる能力を身につけるため、防災教育の充実に取り組んでいきます。 (所管課：学校安全・安心支援課) (5) 災害時の混乱に乗り、消費者の不安につけ込んで不要・不急の家屋の修繕を迫ったり、善意を利用して寄付金・義援金の名目で金銭をだまし取るといった悪質商法や詐欺等が発生することがあります。また、「保険金が使える」と勧誘する申請代行サービスに関する相談もありますので、慎重な契約をするよう注意喚起を実施しました。 県ではこれらの事例等も踏まえ、日頃から出前講座やホームページ、SNS等さまざまな方法により、悪質商法等の手口や対処方法等を啓発し、被害の未然防止に取り組んでいます。 また、県内においては特殊詐欺被害が増加しており、高齢者に対する被害防止を図るため、65歳以上のみで構成した世帯を対象に自動警告・録音機能付き電話機の補助を市町村と連携して行っています。今年度から対象世帯を拡大し、満65歳以上と同居されている世帯も補助対象に加えたところです。 今後とも、消費者庁や警察本部との連携のもと、最新の情報等の収集に努め、被害予防のための広報・啓発を進めていきます。 (所管課：県民生活・男女共同参画課)

2024年度要望事項	回 答
6 諸物価・エネルギー価格高騰対策、生活困窮世帯・子育て支援について要望します。 諸物価やガソリン等エネルギー価格の高騰が続いており、県民生活は厳しい状況となっています。 そのため、それらの対策や支援について、次の事項を要望します。 (1) 諸物価やガソリン価格等の高騰への具体的な対策を政府に要請するとともに、県独自の対応を要望します。 (2) 失業、休業等による生活困窮世帯に対する生活支援と併せ、医療費の助成制度の拡充を図るよう政府に要請するとともに、県独自の支援制度の拡充を要望します。	(1) 燃料油価格の高騰等は、多くの中小規模事業者にとって大きな負担となっています。国においては、燃料油価格の高騰を抑制し消費者の負担を低減することを目的に、昨年から燃料油元売り事業者に対して補助金の支給を行っています。燃料油価格等の負担抑制については、全国知事会を通じて要望してきたところであり、11月2日に閣議決定された今般の経済対策において、同措置が2024年4月末まで講じられる方針が盛り込まれたところです。 県では、県民の家計への支援を行いつつ、価格転嫁しやすい環境づくりにもつながるプレミアム商品券事業を4度にわたり実施しています。さらに、事業者が賃金上昇や原材料価格の高騰を適正に価格転嫁し、賃上げに踏み出せる「賃金と物価の好循環」の創出が必要であることから、8月末に対象事業者が拡大された国の業務改善助成金に合わせ、県の上乗せ支援を柔軟に拡充したところです。 なお、国に対しては、全国知事会を通じて、特別高圧電力やLPGガス料金等の負担軽減策について、全国一律の対策を直接講じることなどを要請しています。 また、ガソリン価格については、他の商品と同様に、個々の事業者の自主判断に委ねられており、各ガソリンスタンドの立地環境や流通コスト、経営規模、仕入れ価格に基づき設定されるものであり、県がガソリン価格について、直接指導することはできません。しかし、石油製品は県民生活に欠かせない商品であることから、年2回ガソリン価格の店頭表示の有無等の調査を実施し、その結果をホームページで公表するなど、消費者がガソリンを購入する際の判断材料として活用できるよう努めています。 (所管課：商工観光労働企画課／県民生活・男女共同参画課) (2) 生活困窮世帯への支援については、市町村社協等に設置された自立相談支援機関において、一般就労に向けた就労体験や訓練、家賃支援など、きめ細かな支援策を講じているところです。まずはこれら支援策のさらなる周知に努めるとともに、生活福祉資金の特例貸付の借受人などに対して、電話や訪問等によるプッシュ型の相談支援を行うなど、積極的なフォローアップを展開しています。また、国の交付金等を活用して、住民税非課税世帯等への3万円や、低所得の子育て世帯に対しては児童一人当たり5万円が給付されているところですが、令和5年11月に閣議決定された国の経済対策において低所得者向けのさらなる給付措置が盛り込まれたところです。 加えて、県では、令和3年3月に策定した「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」に基づき、朝食を毎日食べるこどもの割合やこども食堂の設置数など24項目の指標・目標値を設定し、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の生活の安定と向上に取り組んでいます。国に対しては、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のほか、全国一律のこども医療費助成制度の創設などについて、全国知事会を通じ要望しているところです。 (所管課：福祉保健企画課／こども・家庭支援課)

2024年度要望事項	回 答
(3) 子どもの貧困解決のため、「子ども食堂・無料塾」など市民の自主的な活動を支援する施策を政府に要請するとともに、県独自の施策を検討するよう要望します。 また、ヤングケアラーの相談窓口の周知とともに適切な支援施策を要望します。	(3) こども食堂等については、全国知事会や九州地方知事会を通じて、こども食堂をはじめとしたこどもの居場所を広げ、社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育む環境整備の推進を国に要望しています。県独自の取組としては、こども食堂を新たに開設するための経費や、食事提供以外に学習支援も行うなど機能強化を図る場合の経費の補助をしてきたほか、物価高騰対策支援補助を実施しているところです。さらに、運営費確保のための支援として、今年度もクラウドファンディングを実施しており、9月から11月までの3か月間で寄せられた寄附金をこども食堂に広く配分することとしています。 無料塾については、「未来創生塾」として小・中学生対象の無料学習塾を実施する市町村に対し、国庫補助金を活用しながら、経費の3分の2を補助しているところです。国に対しても、今後も十分な財政措置と補助率を上げるよう要望しています。 ヤングケアラー支援については、昨年度、フォーラムの開催や啓発リーフレット・ポスターの配布、児童・生徒への相談先カードの配布等を行い、今年度は、新小学4年生への相談先カードの配布、県SNSにおける定期的な情報発信を行っています。また、令和3年度の実態調査以降、市町村や県・市教育委員会とともに、市町村における支援体制の構築に取り組んでおり、各市町村では支援窓口の設置が徐々に進み、こどもたちからの具体的な相談も寄せられ始めています。さらに、本年4月には県庁内に専門アドバイザーを配置し、市町村の児童福祉担当課に対して具体的な相談に関する助言等を行っています。加えて、昨年度に続き、教職員や介護事業所などの関係機関を対象にした研修を行うこととしており、ヤングケアラーのみならず家族全体を包括的に支援する体制の構築に取り組んでいきます。 (所管課：こども・家庭支援課)
(4) 給付型奨学金の対象の拡大や給付額の増額、就学・学習支援制度の充実を政府に要請するとともに、県独自の施策を検討するよう要望します。	(4) 全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、給付型奨学金や奨学給付金制度等の充実について、全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて国に要望しています。 県立高校の授業料については、「高等学校等就学支援金」により、年収約910万円未満の世帯を対象に無償化しています。 また、私立高校の授業料については、令和2年度から国の就学支援金制度の拡充により、年収約590万円未満世帯の授業料が実質無償化となっていますが、実質無償化とならない年収590万円以上910万円未満世帯の生徒については、県独自に生徒1人当たり月額1万円を上限とした減免制度を設けるなど、支援の充実を図っています。 こうした授業料の負担軽減に加え、返済不要の「高等学校等奨学給付金」の支給も行っており、令和5年度も給付額を増額するなど、制度の拡充を図ったところです。 (所管課：私学振興・青少年課／教育財務課)
(5) 子ども、若者、高齢者、多世代で交流できる地域の居場所づくりは、フレイル予防、健康寿命を延ばすためにも有効であり、しっかりと維持・運営していくため、官民の連携及び費用の支援を要望します。	(5) こどもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、県では、こども食堂や高齢者サロンなどでの多世代交流活動の立ち上げや活動拠点の整備等に対して支援を行っています。 また、大分大学と連携し、地域福祉の実践者や社会福祉協議会等の多様な関係者からなるネットワークを構築し、こうした活動への専門的な支援も行っています。 (所管課：福祉保健企画課)

2024年度要望事項	回 答
7 診療報酬・介護報酬等の改定、健康保険証の廃止について、以下の事項を要望します。 2024年度は、医療の診療報酬・介護報酬・障がい福祉サービス報酬のトリプル改定、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化が予定されており、以下の事項について要望します。 (1) 政府に対し、医療・介護福祉事業所が社会的責任を果たす運営改善が図れる報酬の引き上げを行うとともに、従業者の処遇改善と人材の確保ができる報酬の引き上げを行うよう要請します。 また、医療・介護福祉利用者の負担軽減策を実施するよう要請します。 (2) 政府に対し、医療機関での「入院時食事療養費」及び介護保険の「基準費用額」を社会状況に応じた額へ見直すことを要請するとともに、県独自の補助金・支援金等の検討を要望します。 (3) 現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化させる政府の方針は、認知症高齢者や障がい者など、マイナンバーカードの取得が困難な方が保険医療を受けられない、高齢者介護施設などで独居の方の保険証の管理ができないなど受療権の侵害につながる恐れがあります。 また、マイナ保険証を持たない人への発行が予定されている資格証明書は、現在の保険証と何ら変わらない機能のものであるにもかかわらず、それに対して県や市町村にも新たな費用負担や業務が発生することが見込まれます。 そのため、政府に対し、現行の健康保険証の廃止を撤回をするよう要請します。	(1) 昨今の原油高騰や物価高騰による医療機関や介護事業所等の支出増加を踏まえ、基本報酬改定や臨時的な診療報酬の改定など全国一律の対策を講じるとともに、医療・介護人材の確保に係る財政支援や更なる処遇改善について、全国地方知事会等を通じて国に要望しています。 あわせて、医療保険制度については、必要な医療への受診抑制につながるようなことがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を、今後の改革において検討するよう要望するとともに、介護保険サービスの利用者負担については、国庫負担割合の引上げなど必要な制度の改善に加え、低所得者の利用料の負担軽減を恒久的な制度として拡充するよう要望しているところです。 (所管課：医療政策課／高齢者福祉課) (2) 介護保険の「基準費用額」については、利用者等に安心・安全で質の高いサービスの提供が維持できるよう、物価高を反映した公的価格の改定や基盤整備に対する支援など国において対策を講じるよう、全国知事会を通じて要望するとともに、医療機関や社会福祉施設等について、物価高を反映した公的価格の改定や基盤整備に対する支援等の適切な財政措置を行うよう要望しています。 また、県では、医療機関や社会福祉施設等に対して、令和4年度9月補正事業に引き続き、令和5年度7月補正予算（肉付）「社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業」で約21億円を計上し、電気代や食材費など幅広い経費に係る高騰分の一部を助成することとしています。 (所管課：医療政策課／高齢者福祉課) (3) 国においては、保険証廃止後も、すべての被保険者が安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、当分の間、マイナ保険証を保有しない全ての方へ申請によらず資格確認書を交付するとしています。マイナンバーカードの取得や管理に支援が必要な方については、円滑なカードの取得や本人の状況や希望等に応じたカードの管理が行なえるよう「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成し、関係団体に配布するなどの取組みも行なっています。 また、資格確認書発送の事業費など保険者に新たな負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、明確な財政措置を講じるよう全国知事会を通じて国に要望しています。 マイナ保険証による診療では、過去の薬剤情報や特定健診情報等に基づいたより適切で質の高い医療を実現することができることから、制度の意義等について普及・啓発を進めるよう、今後とも国に要望していきます。 (所管課：国保医療課)

定

款

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、協同相互の精神に基づき、民主的運営によって、会員生活協同組合の育成、指導及び相互の連絡を図り、健全なる生活協同組合運動の進展を期し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（名 称）

第2条 この会は、大分県生活協同組合連合会という。

（事 業）

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組織の強化及び指導並びに連絡調整に関する事業
- (2) 会員及び会員を組織する組合員の生活文化の改善向上を図る事業
- (3) 会員及び会員の役職員に対する組合事業についての知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査研究、出版及び情報を提供する事業
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡調整
- (6) 県からの委託事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

（区 域）

第4条 この会の区域は、大分県一円とする。

（事務所の所在地）

第5条 この会は、事務所を大分県大分市に置く。

第2章 会員及び出資金

（会員の資格）

第6条 この会の会員は、この会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1) 生活協同組合
- (2) 他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とこの会が認めたもの

（加入の申込み）

第7条 前条第1項に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

2. この会は、前項の申込を拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. この会は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

第8条 第6条第2項に規定する者は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この会の定める加入承認申請書をこの会に提出しなければならない。

2. この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請した者に通知するものとする。
3. 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4. 第1項の申請した者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届け出なければならない。

（自由脱退）

第10条 会員が、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度終りにおいて脱退することができる。

（法定脱退）

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間、この会の事業を利用しないとき。
 - (2) 出資の払込み（過怠金の納付、又は利用料の支払）を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この会は、脱退した会員が、この会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3. この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額を一時払いとする。

(過怠金)

第16条 この会は、会員が出資の払込みを怠ったときは、その会員に対して、払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2. この会は、会員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その会員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

（出資口数の増加）

第17条 会員は、この会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

（出資口数の減少）

第18条 会員は、やむをえない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を越えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。
4. 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

（会 費）

第19条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める規定による会費を負担しなければならない。

第3章 役 職 員

（役 員）

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

（役員を選任）

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2. 理事は、会員たる法人の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。
3. 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

（役員の補充）

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第23条 理事の任期は、2年、監事の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選は妨げない。

2. 補充役員の任期は、前項規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員の任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

（役員の兼職禁止）

第24条 監事は、つぎの者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

（役員の責任）

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 役員は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4. 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
5. 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
6. 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7. 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8. 第5項の決議があった場合において、この会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
9. 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11. 役員がこの会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。
 - (2) この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第27条 代議員は、総代議員の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。
 3. 会長理事は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 4. 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨

時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続きをしなかったときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員の報酬）

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2. 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3. 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

（代表理事）

第29条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2. 代表理事は、会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. この会は、代表理事を会長理事とする。

（会長理事及び専務理事）

第30条 理事は、会長理事1人及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長理事は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長理事を補佐してこの会の業務を執行し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長理事及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

（理事会）

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2. 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、会長理事が招集する。
4. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
6. 理事は、3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. その他理事会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（理事会招集手続）

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（理事会の議決事項）

第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

（理事会の議決方法）

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第36条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属証明書（監査報告を含む。）
2. この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 3. この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た会員の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 3. 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 4. 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
 5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 7. 監事は、前項の場合において、必要があると認めたときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
 8. 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
 9. 監事は、総会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
 10. 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
 11. 会長理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
 12. 監事についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2. 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命じるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。

- (1) この会が、理事又は理事であった者（以下、「この条において理事等」という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第42条 会員は、会員の5分の1以上の同意を得て、監事に対し、この会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行なわなければならない。

(顧問)

第43条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
3. 顧問は、この会の業務の執行に関し、会長理事の諮問に応じるものとする。

(職 員)

第44条 この会の職員は、会長理事が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総 会

(総会の設置)

第45条 この会に、この会の最高の意思決定機関として総会を設ける。

2. 総会は、会員を代表する代議員によって構成する。

(代議員の定数)

第46条 代議員の定数は、会員規則の定めるところにより、理事会において定める。

(代議員の選出)

第47条 代議員の選出は、会員規則の定めるところにより、会員の内から選出する。

(代議員の補充)

第48条 代議員が欠けた場合におけるその補充については、会員規則の定めるところによる。

(代議員の職務執行)

第49条 代議員は、会員の代表として、会員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(代議員の任期)

第50条 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(代議員名簿)

第51条 理事は、代議員の氏名及びその選挙区を記載した代議員名簿を作成し、会員に周知しなければならない。

(通常総会の招集)

第52条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第53条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求の

あった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

（総会の招集者）

第54条 総会は、理事会の議決を経て、会長理事が招集する。

2. 会長理事及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会の招集手続）

第55条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2. 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3. 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
4. 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
5. 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（総会提出議案及び書類の調査）

第56条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（総会の会日の延期又は続行の議決）

第57条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は継続することができる。この場合においては、第55条の規定は適用しない。

（総会の議決事項）

第58条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 他の団体への加入又は脱退
2. この会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものであっては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
3. 総会においては、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。
4. 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第79条及び第80条による。
- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

（総会の成立要件）

- 第59条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときには、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

- 第60条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項をこの会に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない
 - (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求め

る場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第61条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第62条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
3. 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4. 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別決議方法)

第63条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第64条 代議員は、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることはできない。

2. 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第65条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員2名がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総会においてこの会の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、会員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 前項の議決があった場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3. 前項の請求の日から2週間以内に代表理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会の招集しなければならない。

4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 この会は、会員が第3条各号の事業を利用することについて、規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

第6章 会 計

(事業年度)

第69条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財産の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

（法定準備金）

第72条 この会は、出資総額の2分1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことはできない。

（教育事業等繰越金）

第73条 この会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第3号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2. 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

（剰余金の処分）

第74条 この会は、剰余金について、第72条及び第73条に規定する法定準備金、教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（欠損金のてん補）

第75条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充るものとする。

（会員に対する情報開示）

第76条 この会は、この会が定める規則により会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

（解 散）

第77条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定

（4）行政庁の解散命令

2. この会は前項の事由によるほか、会員が2未満になったときは、解散する。
3. 会長理事は、この会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第78条 この会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

（公告の方法）

第79条 この会の公告は、以下の各方法で行う。

- (1) この会の事務所の店頭に掲示する方法
 - (2) 電子公告による方法
2. 法令により官報に掲載する方法によることが定められている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行う。
3. 前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大分合同新聞への記載をもってこれに代える。

（会員に対する通知及び催促）

第80条 この会が、会員に対しする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録した会員の主たる事務所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2. この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第81条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、昭和31年4月6日から施行する。

昭和62年6月17日より施行する。（一部改正）

1992年5月29日より施行する。（一部改正）

1997年5月30日より施行する。(一部改正)
2001年6月27日より施行する。(全面改正)
2008年7月28日より施行する。(全面改正)
2012年7月27日より施行する。(一部改正)
2021年6月29日より施行する。(一部改正)